

令和4年度第1回中央区情報公開・個人情報保護審議会 次第

日時 令和4年5月13日（金）

午後2時から

場所 中央区役所本庁3階庁議室

1 開会

2 総務部長挨拶

3 新委員及び事務局の紹介

4 議題

(1) 会長及び会長職務代理者の選任

(2) 諮問・審議

法改正に伴う個人情報保護制度及び情報公開制度の見直しについて

5 その他

6 閉会

<会議資料>

資料1 中央区情報公開・個人情報保護審議会委員名簿・事務局出席者名簿

資料2 法改正に伴う個人情報保護制度及び情報公開制度の見直しに関する諮問について

資料3 改正個人情報保護法の概要

資料4 個人情報保護条例・情報公開条例見直しのイメージ

資料5 法改正に伴う個人情報保護条例の主な検討項目

資料6 改正個人情報保護法と中央区個人情報保護条例の比較

資料7 今後の進め方について（案）

令和4年5月13日現在

(任期：令和5年9月30日まで)

(敬称略)

区分	氏名	役職	
学識経験者	鈴木 庸夫	千葉大学名誉教授	
	藤原 静雄	中央大学法科大学院教授	
	糠谷 秀剛	弁護士	
	窪木 登志子	弁護士	
区議会議員	木村 克一	中央区議会議長	
	中島 賢治	中央区議会副議長	
区内の公共的団体関係者	中央区商店街連合会代表	小林 正太郎	中央区商店街連合会相談役
	中央区工業団体連合会代表	松岡 誠一郎	中央区工業団体連合会相談役
	京橋地域町会連合会代表	鈴木 博道	京橋地域町会連合会会長
	日本橋地域町会連合会代表	安西 暉之	日本橋七の部連合町会会長
	月島地域町会連合会代表	興石 智宏	月島地域町会連合会会長
	区内消費者団体代表	田中 寛子	中央区消費者友の会会長
	区内女性団体代表	河本 佳子	中央区女性ネットワーク会長
	中央区民生・児童委員協議会代表	鈴木 英子	中央区民生・児童委員協議会代表会長
	中央区PTA連合会代表	河野 祥多	中央区PTA連合会会長
区内労働団体代表	吉瀬 順之	連合東京中央地区協議会事務局長	

令和4年度第1回中央区情報公開・個人情報保護審議会
事務局出席者

職名	氏名	備考
総務部長	黒川 眞	
総務部参事（連絡調整・特命担当） 総務課長事務取扱	山崎 健順	
総務部総務課法規係長	三谷 恭輝	
総務部総務課法規係	丹生谷 美貴	
総務部総務課情報公開係長	東 雅之	
総務部総務課情報公開係	大江 洋輔	
総務部総務課情報公開係	竹内 雄太	
総務部総務課法務担当係長	片桐 崇	
総務部法務担当課長	嶋原 誠逸	

4中総総第156号

令和4年5月13日

中央区情報公開・個人情報保護審議会

会長 鈴木 庸夫 様

中央区長 山本 泰人

法改正に伴う個人情報保護制度及び情報公開制度の見直しに関する
諮問について

中央区情報公開・個人情報保護審議会及び中央区情報公開・個人情報
保護審査会に関する条例（平成9年9月中央区条例第29号）第2条の規
定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和
3年法律第37号）による、個人情報の保護に関する法律（平成15年
法律第57号）の改正に伴う個人情報保護制度及び情報公開制度の見直
しについて

法改正に伴う個人情報保護制度及び情報公開制度の見直しについて

1 目的

令和3年5月19日に公布された、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）により、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）が改正され、同法、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）を統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても、統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化することとされた。

個人情報保護法の改正規定のうち、地方公共団体の機関や地方独立行政法人に関する規定については、令和5年4月1日から施行される。

本区においても、法改正の趣旨を踏まえ、中央区個人情報の保護に関する条例（平成9年9月中央区条例第28号）並びに中央区情報公開・個人情報保護審議会及び中央区情報公開・個人情報保護審査会に関する条例（平成9年9月中央区条例第29号）を改正するとともに、中央区情報公開条例（平成13年10月中央区条例第29号）についても、個人情報保護制度との整合性を確保するため、改正に向けた検討を行う。

2 内容

(1) 個人情報保護制度

- ① 改正後の個人情報保護法において、条例で定める必要があるとされている事項について
- ② 改正後の個人情報保護法において、条例で定めることができるとされている事項について
- ③ その他重要な事項について

(2) 情報公開制度

- ① 個人情報保護制度との整合性を確保するために対応が必要な事項について
- ② その他重要な事項について

(3) (1)、(2)に伴う規程整備

1. 今般、新たに「デジタル庁」を創設し、国や地方のデジタル業務改革を強力に推進していく方針。これに伴い、公的部門で取り扱うデータの質的・量的な増大が不可避。

⇒ 個人情報等の適正な取扱いに万全を期すため、独立規制機関である個人情報保護委員会が、公的部門を含め、一元的に監視監督する体制の確立が必要。

2. デジタル社会の進展や個人情報の有用性の高まりを背景として、官民や地域の枠を超えたデータ利活用が活発化。

⇒ データ利活用の支障となり得る現行法制の不均衡・不整合を是正する必要。

<不均衡・不整合の例>

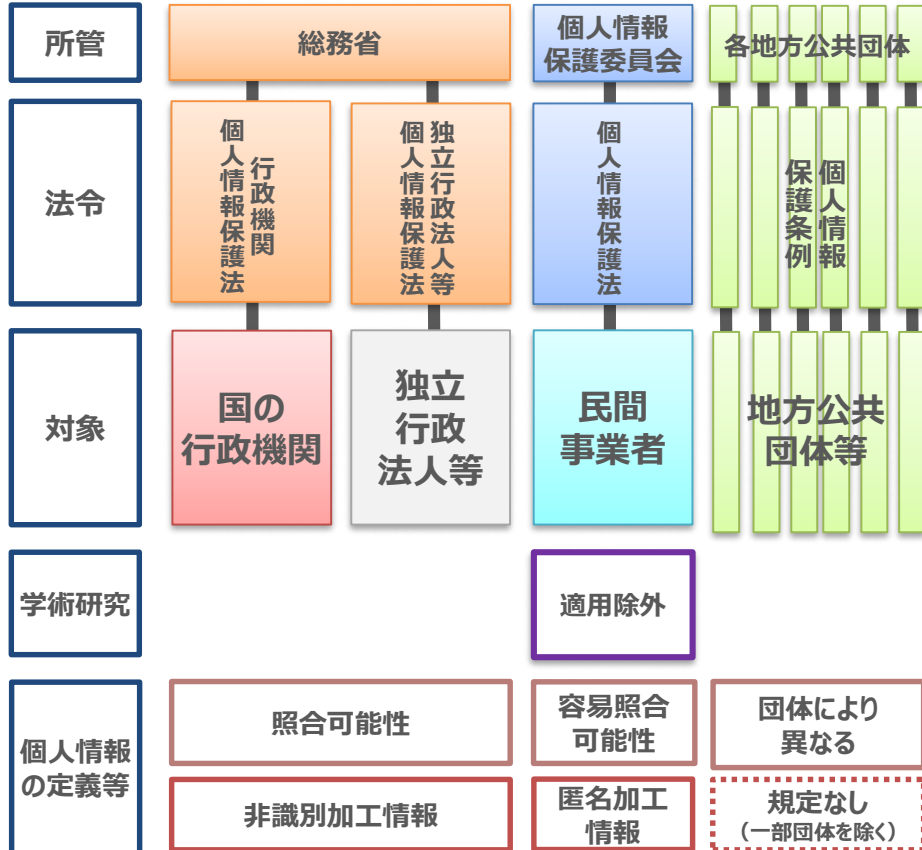
- ・民間部門と公的部門で「個人情報」の定義が異なる。
- ・国立病院、民間病院、公立病院で、データ流通に関する法律上のルールが異なる。
- ・国立大学と私立大学で学術研究に係る例外規定のあり方が異なる。
- ・地方公共団体間で個人情報保護条例の規定やその運用が異なる（いわゆる「2000個問題」）

3. 国境を超えたデータ流通の増加を踏まえ、GDPR十分性認定への対応を始めとする国際的な制度調和を図る必要性が一層向上。

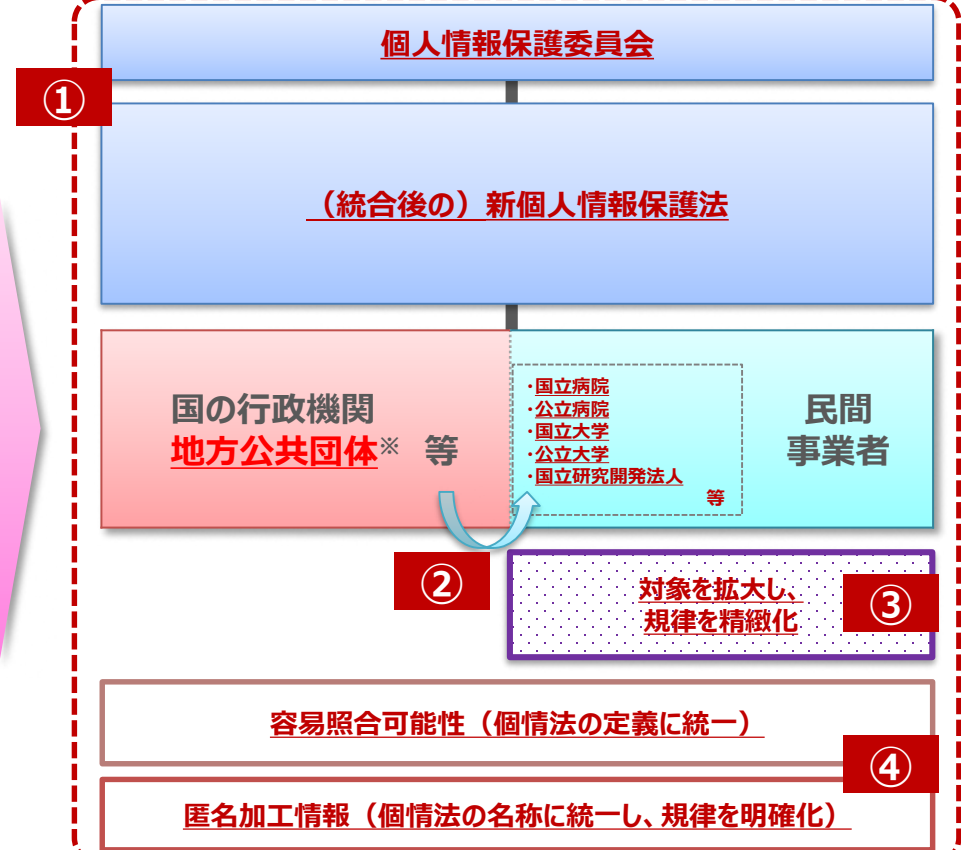
令和3年改正法の概要①

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の**3本の法律を1本の法律に統合**するとともに、**地方公共団体の個人情報保護制度**についても**統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化**。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、**国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用**。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、**学術研究に係る適用除外規定**について、一律の適用除外ではなく、**統合後の法律を適用し、義務ごとの例外規定として精緻化**。
- ④ **個人情報の定義等を国・民間・地方で統一**するとともに、行政機関等での**匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化**。

【現行】



【見直し後】



※ 条例による必要最小限の独自の保護措置を許容

令和3年改正法の概要②

<地方公共団体の個人情報保護制度に求められるもの>

1 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立

※ いわゆる「2000個問題」

- ① 団体ごとの規定・運用の相違が、データ流通の支障となりうること
- ② 条例がないなど、求められる保護水準を満たさない団体があること等への問題提起がなされている

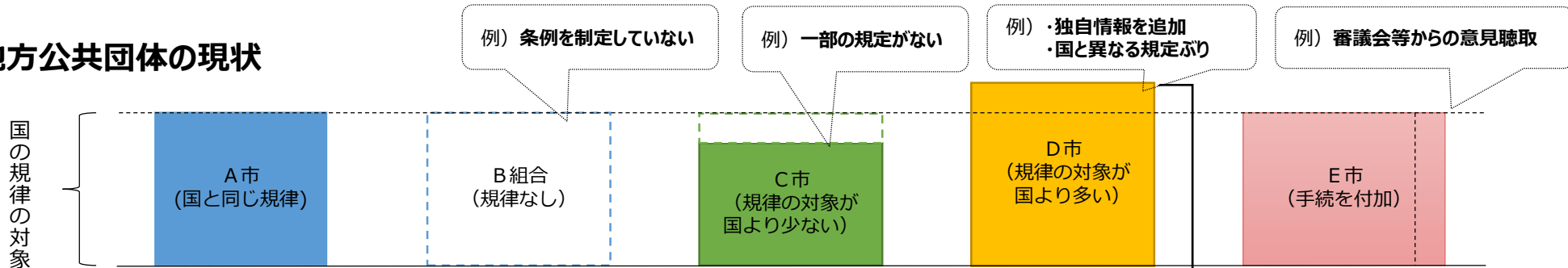
2 個人情報保護に関する国際的な制度調和と我が国の成長戦略への整合

- 例) ・EUにおけるGDPR（一般データ保護規則）十分性認定
- ・G20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）

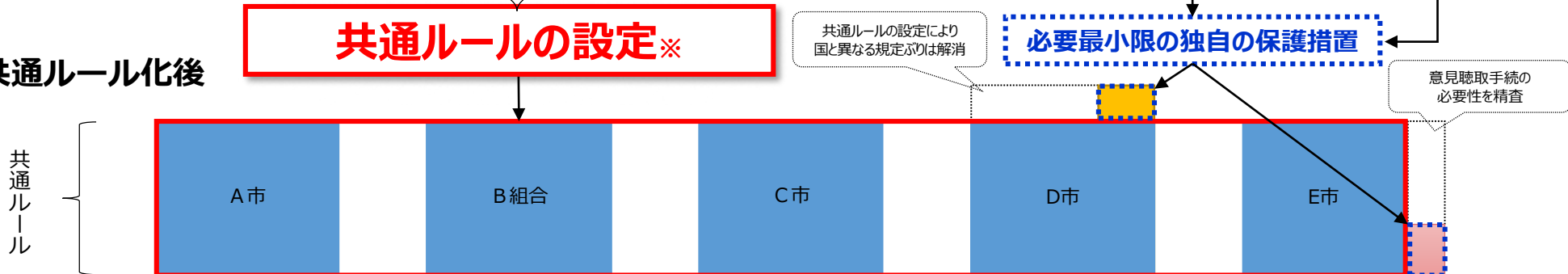
<改正の方向性>

- 「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な 全国的な共通ルールを法律で設定
- 法律の的確な運用を確保するため、国がガイドラインを策定
- その上で、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許容 → 条例を個人情報保護委員会に届出
 - 例) ・「条例要配慮個人情報」として保護する情報を規定
 - ・個人情報の適切な取扱いを確保するため、特に必要な場合に限り審議会等からの意見聴取手続を規定

○ 地方公共団体の現状



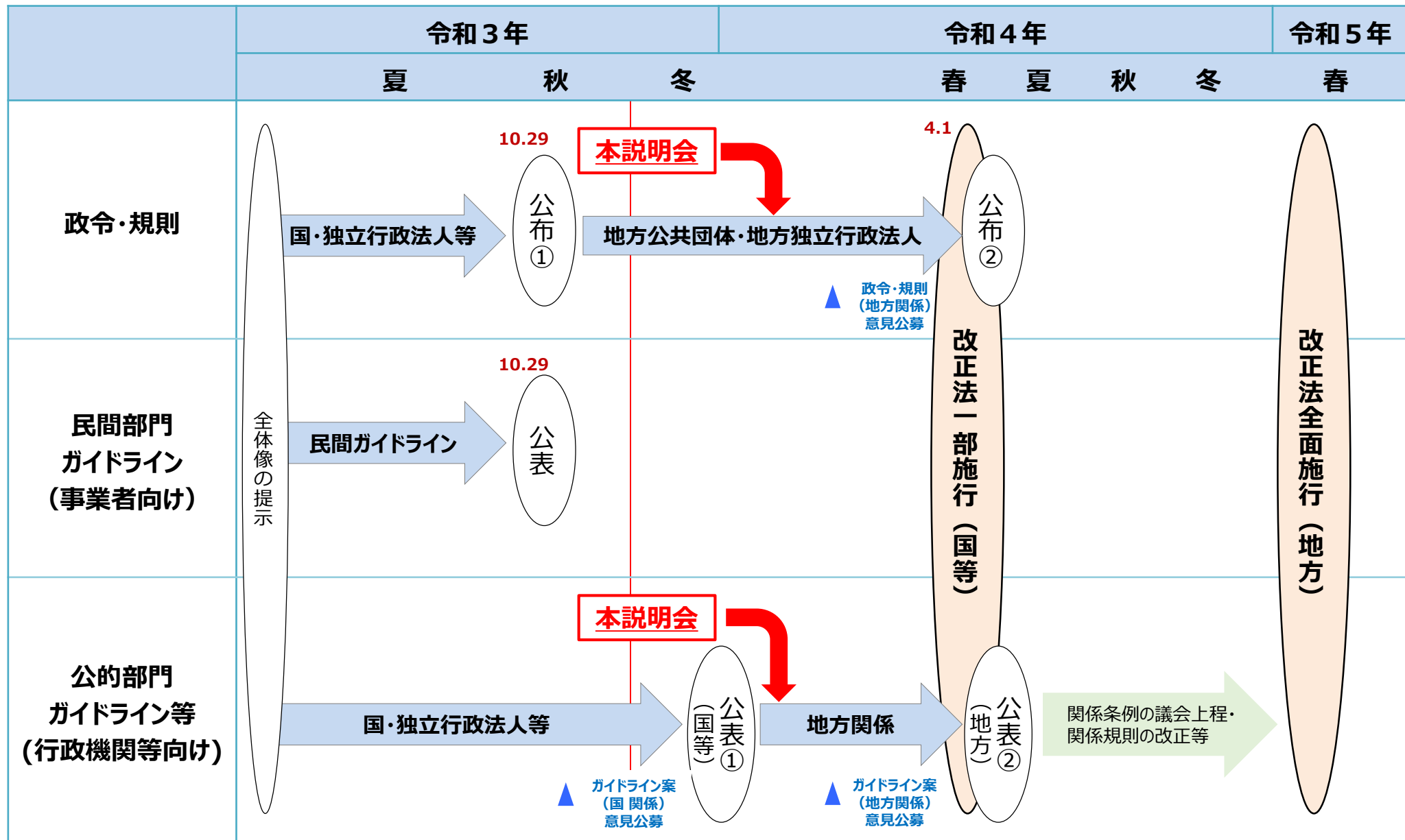
○ 共通ルール化後



※医療・学術分野については、国の組織同様、民間規律を適用する。

※審議会等の役割は、個別事案に関する審議から、定型事例についての事前ルールの設定や、制度の在り方に関する調査審議に主な役割が移行。

(参考) 令和3年改正法の今後の想定スケジュール



個人情報保護条例・情報公開条例見直しのイメージ

法改正を受けた中央区の個人情報保護制度

改正個人情報保護法による規定
※全国で共通のルール

審議の
対象

中央区個人情報保護条例による規定

- ① 条例で定める必要がある事項（必須）
 - ・ 開示請求等における手数料
- ② 条例で定めることができる事項（任意）
 - ・ 個人情報取扱事務登録簿の作成・公表
 - ・ 開示請求等における手続関係
 - ・ 実施機関の内部管理 等

個人情報保護制度と情報公開制度の整合

中央区の情報公開制度

中央区情報公開条例による規定

審議の
対象

中央区情報公開条例のうち見直しを検討する規定

- ・ 開示請求等における手続関係 等

法改正に伴う個人情報保護条例の主な検討項目

改正法	条例	項目	比較		相違点と方向性
			改正法	条例・規則	
2-1、80	2・2、26の4	死者の情報と任意開示	死者の情報は個人情報に含まない	死者の情報も個人情報に含む	死者の情報は区の任意的情報提供で対応。規則等での規定が必要か確認
2-11	2	個人情報保護制度の対象機関	対象機関に議会が含まれない	対象機関に議会を含む	別途議会对象とした条例を定めるなど対応を検討
61	—	個人情報の保有の制限	必要な場合に限り保有できる	(規定なし)	現行の規定を削除
64	5、6、7	個人情報の収集の制限	直接の規定なし(関連規定に必要な目的の範囲による利用の限定、不正手段による取得の禁止、安全管理措置の義務、個人情報ファイル簿による本人関与がある)	本人からの収集の原則、収集禁止事項の規定あり	法の規定により条例と同様の趣旨で運用できる見込み→現行の規定を削除
69	13、14	目的外利用・提供	①以下の場合を例外として規定 ・統計・研究のために提供するとき ・提供が明らかに本人の利益になるとき ・その他提供について特別の理由があるとき (他の規定は条例と同様) ②(規定なし)	①以下の場合を例外として規定 ・出版・報道等で既に公にされているとき ・生命・身体・財産の安全のため緊急かつやむを得ないとき ・審議会の意見により特に必要があると認めるとき (他の規定は法と同様) ②目的外利用時に一般の閲覧に供する義務	①法と条例それぞれの規定範囲を確認する ②条例で規定するか検討
75	8、8の2	個人情報取扱事務登録簿と個人情報ファイル簿	・個人情報ファイル簿の作成・公表義務が規定 ・個人情報ファイル簿の作成義務は1000人以上の場合(令第19条第2項)	・個人情報ファイル簿及び個人情報事務登録簿の作成・公表義務が規定 ・個人情報ファイルの作成義務は100人以上の場合	法で作成が義務付けられているのはファイル簿のみ。ファイル簿と登録簿の運用について検討
76-2	20-4	任意代理人制度の拡大	法定代理人・任意代理人が代理請求できる	・法定代理人が保有個人情報を代理請求できる ・任意代理人が保有特定個人情報を代理請求できる	現行の規定を削除
78	17	不開示の範囲	以下の場合を不開示情報として規定 ・調査研究の遂行を不当に阻害するおそれ (他の規定は条例と同様)	以下の場合を不開示情報として規定 ・公正な判断・適正な遂行を不当に阻害するおそれがある ・法律・条例等に規定されている ・法定受託事務を処理するに当たって開示できないと認められる (他の規定は法と同様)	法に規定されていない項目を条例で規定するか検討

改正法	条例	項目	比較		相違点と方向性
			改正法	条例・規則	
83、84	22、附9	開示決定の期限	・30日以内(初日不算入) ・30日延長可能 (更なる延長の特例は条例と同様)	・15日以内(初日算入) ・45日延長可能 (更なる延長の特例は法と同様)	現行の規定を削除、 <u>情報公開条例</u> の日数もこれに合わせる
87	23-1	開示決定後の手続と開示の期限	請求者に、30日以内の開示方法の申し出を義務付け	実施機関は速やかに開示等を行うことを規定	法の規定では請求者の手間が増えるが、開示までの期間が明確になる→現行の規定を削除。請求者の負担を鑑み、現行の条例のとおり請求時に開示方法を記載する運用が可能か確認
89	24	開示請求の手数料	実費の範囲で条例で定める手数料を納める	無料とする、実費は請求者の負担とする	情報公開制度との整合を確認、個人情報保護制度は無料のままとするか検討
90、98	19、20	訂正・利用停止請求における開示請求前置	開示を受けた情報に対して、開示を受けた日から90日以内に訂正・利用停止請求できる(開示請求前置)	(規定なし)	現行の条例のとおり、開示請求前置を要件とせず訂正・利用停止請求できるように規定するか検討
94、95	22、附9	訂正決定の期限	・30日以内(初日不算入) ・30日延長可能 (更なる延長の特例は条例と同様)	・22日以内(初日算入) ・38日延長可能 (更なる延長の特例は法と同様)	現行の規定を削除
102、103	22、附9	利用停止決定の期限	・30日以内(初日不算入) ・30日延長可能 (更なる延長の特例は条例と同様)	・22日以内(初日算入) ・38日延長可能 (更なる延長の特例は法と同様)	現行の規定を削除
105、107	26	実施機関が不作為を認める場合の審査会の諮問免除	(規定なし)	不作為を認める宣言をした場合、審査会の諮問を免除する規定あり	条例で定めるか検討
129	審議会・審査会条例2ほか	審議会への諮問事項	個人情報の適正な取扱いのため、専門的な意見を聴くことが特に必要な場合に諮問できる	・制度運営に関する重要事項を審議する ・各手続において必要となる諮問・報告事項あり	・類型的に諮問を要件とすることができないため、既存の規定を精査する ・所掌事項を整理の上、審議会のあり方を検討
—	15、16	電子計算組織への記録・結合の制限	(規定なし)	電子計算組織への記録・結合の制限について規定	法では漏洩防止措置、提供の制限、適切な管理を規定しているため、条例の趣旨は実現できる見込み→現行の規定を削除

改正個人情報保護法と中央区個人情報保護条例の比較

改正後・個人情報保護に関する法律(第4章(16～59条)・第6章(130～170条)は原則省略)			中央区個人情報保護に関する条例				
条	項	号	条文	条	項	号	条文
			<p>【目次】</p> <p>第一章 総則（第一条—第三条）</p> <p>第二章 国及び地方公共団体の責務等（第四条—第六条）</p> <p>第三章 個人情報の保護に関する施策等</p> <p>第一節 個人情報の保護に関する基本方針（第七条）</p> <p>第二節 国の施策（第八条—第十一条）</p> <p>第三節 地方公共団体の施策（第十二条—第十四条）</p> <p>第四節 国及び地方公共団体の協力（第十五条）</p> <p>第四章 個人情報取扱事業者等の義務等</p> <p>第一節 総則（第十六条）</p> <p>第二節 個人情報取扱事業者及び個人関連情報取扱事業者の義務（第十七条—第四十条）</p> <p>第三節 仮名加工情報取扱事業者等の義務（第四十一条・第四十二条）</p> <p>第四節 匿名加工情報取扱事業者等の義務（第四十三条—第四十六条）</p> <p>第五節 民間団体による個人情報の保護の推進（第四十七条—第五十六条）</p> <p>第六節 雑則（第五十七条—第五十九条）</p> <p>第五章 行政機関等の義務等</p> <p>第一節 総則（第六十条）</p> <p>第二節 行政機関等における個人情報等の取扱い（第六十一条—第七十三条）</p> <p>第三節 個人情報ファイル（第七十四条・第七十五条）</p> <p>第四節 開示、訂正及び利用停止</p> <p>第一款 開示（第七十六条—第八十九条）</p> <p>第二款 訂正（第九十条—第九十七条）</p> <p>第三款 利用停止（第九十八条—第一百零三条）</p> <p>第四款 審査請求（第一百零四条—第一百零七条）</p> <p>第五款 条例との関係（第一百零八条）</p> <p>第五節 行政機関等匿名加工情報の提供等（第一百零九条—第一百二十三条）</p> <p>第六節 雑則（第一百二十四条—第一百二十九条）</p> <p>第六章 個人情報保護委員会</p> <p>第一節 設置等（第三十条—第四十五条）</p> <p>第二節 監督及び監視</p> <p>第一款 個人情報取扱事業者等の監督（第四十六条—第五十二条）</p> <p>第二款 認定個人情報保護団体の監督（第五十三条—第五十五条）</p> <p>第三款 行政機関等の監視（第五十六条—第六十条）</p> <p>第三節 送達（第六十一条—第六十四条）</p> <p>第四節 雑則（第六十五条—第七十条）</p> <p>第七章 雑則（第七十一条—第七十五条）</p> <p>第八章 罰則（第七十六条—第八十五条）</p> <p>附則</p>				<p>【目次】</p> <p>第一章 総則（第一条—第四条）</p> <p>第二章 実施機関における個人情報の保護</p> <p>第一節 個人情報の収集及び登録（第五条—第八条の二）</p> <p>第二節 保有個人情報の管理（第九条—第十一条の二）</p> <p>第三節 保有個人情報の利用（第十二条—第十四条）</p> <p>第四節 電子計算組織による処理（第十五条・第十六条）</p> <p>第五節 保有個人情報の開示、訂正等の請求（第十七条—第二十四条）</p> <p>第六節 救済の手続（第二十五条—第二十六条の三）</p> <p>第七節 保有個人情報の任意的な開示（第二十六条の四）</p> <p>第八節 特定個人情報保護評価（第二十六条の五・第二十六条の六）</p> <p>第三章 事業者の責務等（第二十七条—第二十九条）</p> <p>第四章 雑則（第三十条—第三十三条）</p> <p>第五章 罰則（第三十四条—第三十八条）</p> <p>附則</p>

改正後・個人情報の保護に関する法律(第4章(16～59条)・第6章(130～170条)は原則省略)				中央区個人情報の保護に関する条例			
条	項	号	条文	条	項	号	条文
1			(目的) 第一条 この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。	1			(目的) 第一条 この条例は、個人情報の取扱いについての基本的事項を定め、実施機関における個人情報の収集、管理及び利用の適正を期するとともに、区民の自己に関する個人情報の開示、訂正等を求める権利を保障すること等により、区民の権利利益の保護と信頼される区政の実現を図ることを目的とする。
				2			(定義) 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
2	1		(定義) 第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。	2		2	二 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、次のいずれかに該当するものをいう。
2	1	1	一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）	2		2	イ 当該個人に関する情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第三項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
2	1	2	二 個人識別符号が含まれるもの	2		2	ロ 個人識別符号が含まれるもの
2	2		2 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。				
2	2	1	一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの				
2	2	2	二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの				
2	3		3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報という。	2		2-2	二の二 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして区規則で定める記述等が含まれる個人情報という。

改正後・個人情報の保護に関する法律(第4章(16～59条)・第6章(130～170条)は原則省略)				中央区個人情報の保護に関する条例			
条	項	号	条文	条	項	号	条文
				2		2-2-2	二の二の二 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「番号法」という。)第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。
				2		2-3	二の三 情報提供等記録 番号法第二十三条第一項及び第二項(これらの規定を番号法第二十六条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により記録された特定個人情報をいう。
2	4		4 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。	2		3	三 本人 当該個人情報によって識別される特定の個人をいう。
2	5		5 この法律において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。				
2	5	1	一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)				
2	5	2	二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)				
2	6		この法律において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものを用いる。				
2	6	1	一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)				
2	6	2	二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)				
2	7		この法律において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。				
2	8		8 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。				
2	8	1	一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く。)及び内閣の所轄の下に置かれる機関				
2	8	2	二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第二項に規定する機関(これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。)				

改正後・個人情報の保護に関する法律(第4章(16～59条)・第6章(130～170条)は原則省略)			中央区個人情報の保護に関する条例			
条	項	号	条文			
2	8	3	三 国家行政組織法(昭和三十二年法律第二十号)第三条第二項に規定する機関(第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。)			
2	8	4	四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法(昭和三十二年法律第七十号)第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条(宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。)の特別の機関で、政令で定めるもの			
2	8	5	五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの			
2	8	6	六 会計検査院			
2	9		この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人及び別表第一に掲げる法人をいう。			
2	10		この法律において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。			
2	11		この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。			
2	11	1	一 行政機関			
2	11	2	二 地方公共団体の機関(議会を除く。次章、第三章及び第六十九条第二項第三号を除き、以下同じ。)			
2	11	3	三 独立行政法人等(別表第二に掲げる法人を除く。第十六条第二項第三号、第六十三条、第七十八条第一項第七号イ及びロ、第八十九条第四項から第六項まで、第百十九条第五項から第七項まで並びに第二百五条第二項において同じ。)			
2	11	4	四 地方独立行政法人(地方独立行政法人法第二十一条第一号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第二号若しくは第三号(チに係る部分に限る。)に掲げる業務を目的とするものを除く。第十六条第二項第四号、第六十三条、第七十八条第一項第七号イ及びロ、第八十九条第七項から第九項まで、第百十九条第八項から第十項まで並びに第二百五条第二項において同じ。)			
3			(基本理念) 第三条 個人情報、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない。			
4			(国の責務) 第四条 国は、この法律の趣旨にのっとり、国の機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。			

改正後・個人情報の保護に関する法律(第4章(16～59条)・第6章(130～170条)は原則省略)				中央区個人情報の保護に関する条例			
条	項	号	条文	条	項	号	条文
5			(地方公共団体の責務) 第五条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、国の施策との整合性に配慮しつつ、その地方公共団体の区域の特性に応じて、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び当該区域内の事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。	3			(区の責務) 第三条 中央区(以下「区」という。)は、第一条の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な施策を講じなければならない。
				4			(区民等の責務) 第四条 区民及び事業者は、互いに個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する区の施策に協力しなければならない。
				27			第三章 事業者の責務等 (事業者の責務) 第二十七条 事業者は、その事業の実施に当たって個人情報を取り扱うときは、本人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
				28	1		(区が出資等をする法人等の責務) 第二十八条 区が出資等をする法人その他の団体で区長が定めるもの(以下「出資法人等」という。)及び指定管理者(地方自治法第二百四十四条の二第三項の規定により区が設置する公の施設の管理を行うものをいう。以下同じ。)は、個人情報の保護に関する区の施策に留意しつつ、その業務において取り扱う個人情報の適正な管理、本人からの求めに対する開示等に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
				28	2		2 前項に規定する措置に基づき、出資法人等又は指定管理者が行った開示等の判断に対し、異議の申出があった場合は、出資法人等又は指定管理者は、必要に応じて審査会の意見を求めることができる。
6			(法制上の措置等) 第六条 政府は、個人情報の性質及び利用方法に鑑み、個人の権利利益の一層の保護を図るため特にその適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報について、保護のための格別の措置が講じられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずるとともに、国際機関その他の国際的な枠組みへの協力を通じて、各国政府と共同して国際的に整合のとれた個人情報に係る制度を構築するために必要な措置を講ずるものとする。				
7	1		第七条 政府は、個人情報の保護に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、個人情報の保護に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。				
7	2		2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。				
7	2	1	一 個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向				
7	2	2	二 国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項				
7	2	3	三 地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項				

改正後・個人情報の保護に関する法律(第4章(16～59条)・第6章(130～170条)は原則省略)				中央区個人情報の保護に関する条例			
条	項	号	条文	条	項	号	条文
7	2	4	四 独立行政法人等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項				
7	2	5	五 地方独立行政法人が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項				
7	2	6	六 第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者、同条第五項に規定する仮名加工情報取扱事業者及び同条第六項に規定する匿名加工情報取扱事業者並びに第五十一条第一項に規定する認定個人情報保護団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項				
7	2	7	七 個人情報の取扱いに関する苦情の円滑な処理に関する事項				
7	2	8	八 その他個人情報の保護に関する施策の推進に関する重要事項				
7	3		3 内閣総理大臣は、個人情報保護委員会が作成した基本方針の案について閣議の決定を求めなければならない。				
7	4		4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。				
7	5		5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。				
8	1		(国の機関等が保有する個人情報の保護) 第八条 国は、その機関が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。				
8	2		2 国は、独立行政法人等について、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。				
9			(地方公共団体等への支援) 第九条 国は、地方公共団体が策定し、又は実施する個人情報の保護に関する施策及び国民又は事業者等が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、情報の提供、地方公共団体又は事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定その他の必要な措置を講ずるものとする。				
10			(苦情処理のための措置) 第十条 国は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情の適切かつ迅速な処理を図るために必要な措置を講ずるものとする。				
11	1		(個人情報の適正な取扱いを確保するための措置) 第十一条 国は、地方公共団体との適切な役割分担を通じ、次章に規定する個人情報取扱事業者による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。				
11	2		2 国は、第五章に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。				
12	1		(地方公共団体の機関等が保有する個人情報の保護) 第十二条 地方公共団体は、その機関が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。	3			(区の責務) 第三条 中央区(以下「区」という。)は、第一条の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な施策を講じなければならない。
12	2		2 地方公共団体は、その設立に係る地方独立行政法人について、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。				

改正後・個人情報の保護に関する法律(第4章(16～59条)・第6章(130～170条)は原則省略)			中央区個人情報の保護に関する条例				
条	項	号	条文	条	項	号	条文
13			(区域内の事業者等への支援) 第十三条 地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、その区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	29	1		(事業者に対する意識啓発等) 第二十九条 区長は、事業者において個人情報の保護が図られるよう意識啓発その他必要な施策の普及促進に努めなければならない。
14			(苦情の処理のあっせん等) 第十四条 地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	29	2		2 区長は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
				29	3		3 区長は、前項の規定による苦情の処理に関し必要があると認めるときは、当該事業者における個人情報の取扱いの状況について調査をすることができる。
				29	4		4 区長は、前項の調査の結果、当該事業者がこの条例の趣旨に著しく反する行為をしていると認めるときは、当該事業者に対し、その行為の是正若しくは中止を指導し、又は勧告することができる。
				29	5		5 区長は、事業者が、正当な理由がないのに、前項の規定による勧告に従わないときは、審議会の意見を聴いて、その事実を公表することができる。
				29	6		6 区長は、前三項の規定により調査、指導若しくは勧告又は公表を行うに当たっては、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならない。
				29	7		7 区長は、第三項から第五項までの規定により調査、指導若しくは勧告又は公表を行うに当たっては、国及び他の地方公共団体との連携に留意するものとする
15			第十五条 国及び地方公共団体は、個人情報の保護に関する施策を講ずるにつき、相協力するものとする。	31			(国等との協力) 第三十一条 区長は、個人情報の保護を図るため、国及び他の地方公共団体等と協力するものとする。
16	1		(定義) 第十六条 この章及び第八章において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるもの(利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。)をいう。				
16	1	1	一 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの				
16	1	2	二 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの				
16	2		2 この章及び第六章から第八章までにおいて「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。				
16	2	1	一 国の機関				
16	2	2	二 地方公共団体				
16	2	3	三 独立行政法人等				
16	2	4	四 地方独立行政法人				

改正後・個人情報の保護に関する法律(第4章(16～59条)・第6章(130～170条)は原則省略)				中央区個人情報の保護に関する条例			
条	項	号	条文	条	項	号	条文
16	3		3 この章において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。				
16	4		4 この章において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの以外のものをいう。				
16	5		5 この章、第六章及び第七章において「仮名加工情報取扱事業者」とは、仮名加工情報を含む情報の集合体であって、特定の仮名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の仮名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの(第四十一条第一項において「仮名加工情報データベース等」という。)を事業の用に供している者をいう。ただし、第二項各号に掲げる者を除く。				
16	6		6 この章、第六章及び第七章において「匿名加工情報取扱事業者」とは、匿名加工情報を含む情報の集合体であって、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの(第四十三条第一項において「匿名加工情報データベース等」という。)を事業の用に供している者をいう。ただし、第二項各号に掲げる者を除く。				
16	7		7 この章、第六章及び第七章において「個人関連情報取扱事業者」とは、個人関連情報を含む情報の集合体であって、特定の個人関連情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の個人関連情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの(第三十一条第一項において「個人関連情報データベース等」という。)を事業の用に供している者をいう。ただし、第二項各号に掲げる者を除く。				
16	8		8 この章において「学術研究機関等」とは、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。				
58	1		(適用の特例) 第五十八条 個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者のうち次に掲げる者については、第三十二条から第三十九条まで及び第四節の規定は、適用しない。				
58	1	1	一 別表第二に掲げる法人				
58	1	2	二 地方独立行政法人のうち地方独立行政法人法第二十一条第一号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第二号若しくは第三号(チに係る部分に限る。)に掲げる業務を目的とするもの				
58	2		2 次の各号に掲げる者が行う当該各号に定める業務における個人情報、仮名加工情報又は個人関連情報の取扱いについては、個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者による個人情報、仮名加工情報又は個人関連情報の取扱いとみなして、この章(第三十二条から第三十九条まで及び第四節を除く。)及び第六章から第八章までの規定を適用する。				
58	2	1	一 地方公共団体の機関 医療法(昭和三十二年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院(次号において「病院」という。)及び同条第二項に規定する診療所並びに学校教育法(昭和三十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学の運営				

改正後・個人情報の保護に関する法律(第4章(16～59条)・第6章(130～170条)は原則省略)				中央区個人情報の保護に関する条例			
条	項	号	条文	条	項	号	条文
58	2	2	二 独立行政法人労働者健康安全機構 病院の運営				
60	1		(定義) 第六十条 この章及び第八章において「保有個人情報」とは、行政機関等の職員（独立行政法人等及び地方独立行政法人にあっては、その役員を含む。以下この章及び第八章において同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。ただし、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下この章において「行政機関情報公開法」という。）第二条第二項に規定する行政文書をいう。）、法人文書（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号。以下この章において「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第二項に規定する法人文書（同項第四号に掲げるものを含む。）をいう。）又は地方公共団体等行政文書（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの（行政機関情報公開法第二条第二項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除く。）をいう。）（以下この章において「行政文書等」という。）に記録されているものに限る。	2		2-4	二の四 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、区政情報（中央区情報公開条例（平成十三年十月中央区条例第二十九号）第二条第二項に規定する区政情報をいう。）に記録されているものに限る。
				2		2-5	二の五 保有特定個人情報 保有個人情報であって、特定個人情報に該当するものをいう。
60	2		2 この章及び第八章において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。	2		2-6	二の六 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
60	2	1	一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの	2		2-6	イ 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算組織を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
60	2	2	二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの	2		2-6	ロ イに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
60	3		3 この章において「行政機関等匿名加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部（これらの一部に行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報（同条第一号に掲げる情報を除き、同条第二号ただし書に規定する情報を含む。以下この項において同じ。）、独立行政法人等情報公開法第五条に規定する不開示情報（同条第一号に掲げる情報を除き、同条第二号ただし書に規定する情報を含む。）又は地方公共団体の情報公開条例（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める地方公共団体の条例をいう。以下この章において同じ。）に規定する不開示情報（行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に相当するものをいう。）が含まれているときは、これらの不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる匿名加工情報をいう。				
60	3	1	一 第七十五条第二項各号のいずれかに該当するもの又は同条第三項の規定により同条第一項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。				

改正後・個人情報の保護に関する法律(第4章(16～59条)・第6章(130～170条)は原則省略)				中央区個人情報の保護に関する条例			
条	項	号	条文	条	項	号	条文
60	3	2	二 行政機関情報公開法第三条に規定する行政機関の長、独立行政法人等情報公開法第二条第一項に規定する独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている行政文書等の開示の請求(行政機関情報公開法第三条、独立行政法人等情報公開法第三条又は情報公開条例の規定による開示の請求をいう。)があったとしたならば、これらの者が次のいずれかを行うこととなるものであること。				
60	3	2	イ 当該行政文書等に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。				
60	3	2	ロ 行政機関情報公開法第十三条第一項若しくは第二項、独立行政法人等情報公開法第十四条第一項若しくは第二項又は情報公開条例(行政機関情報公開法第十三条第一項又は第二項の規定に相当する規定を設けているものに限る。)の規定により意見書の提出の機会を与えること。				
60	3	3	三 行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、第百十六条第一項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して匿名加工情報を作成することができるものであること。				
60	4		4 この章において「行政機関等匿名加工情報ファイル」とは、行政機関等匿名加工情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。				
60	4	1	一 特定の行政機関等匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの				
60	4	2	二 前号に掲げるもののほか、特定の行政機関等匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの				
60	5		5 この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報(要配慮個人情報を除く。)のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。	2		2-2	二の二 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして区規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。
61	1		(個人情報の保有の制限等) 第六十一条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令(条例を含む。第六十六条第二項第三号及び第四号、第六十九条第二項第二号及び第三号並びに第四節において同じ。)の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。	5			(適正収集の原則) 第五条 実施機関は、個人情報を収集するときは、当該個人情報を取り扱う事務事業(以下「個人情報取扱事務」という。)の目的及び根拠を明確にし、当該個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段によって行わなければならない。
61	2		2 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。				
61	3		3 行政機関等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。				
62			(利用目的の明示) 第六十二条 行政機関等は、本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。				
62		1	一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。				
62		2	二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。				

改正後・個人情報の保護に関する法律(第4章(16～59条)・第6章(130～170条)は原則省略)			中央区個人情報の保護に関する条例		
条	項	号	条	項	号
62		3			
62		4			
63			12		
64			5		
			6	1	
			6	1	1
			6	1	2
			6	2	
			7	1	
			7	1	1
			7	1	2
			7	1	3
			7	1	4
			7	1	5

改正後・個人情報の保護に関する法律(第4章(16～59条)・第6章(130～170条)は原則省略)				中央区個人情報の保護に関する条例			
条	項	号	条文	条	項	号	条文
				7	1	6	六 争訟、選考、指導、相談等の業務で、本人から収集したのではその目的を達成し得ないと認められるとき、又は個人情報取扱事務の性質上本人から収集したのでは当該個人情報取扱事務の執行に支障が生ずると認められるとき。
				7	1	7	七 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人から収集することが個人情報取扱事務の執行上やむを得ないと認められる場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
				7	1	8	八 前各号に掲げるときのほか、審議会の意見を聴いて、公益上特に必要があると実施機関が認めるとき。
				7	2		2 実施機関は、前項第四号又は第六号から第八号までの規定のいずれかに該当することにより個人情報を収集したときは、その事実を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて、特に通知する必要がないと実施機関が認めるときは、この限りでない。
				7	3		3 本人又はその代理人による法律、条例等の規定に基づく申請その他これに類する行為が行われた場合は、第一項本文の規定による収集がなされたものとみなす。
65			(正確性の確保) 第六十五条 行政機関の長等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。	9	1		(適正管理の原則) 第九条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を達成するため、保有個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。
66	1		(安全管理措置) 第六十六条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。	9	2		2 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の保有個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
				9	3		3 実施機関は、管理の必要がなくなった保有個人情報を速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。
				9	4		4 実施機関は、保有個人情報の適正な管理及び安全保護を図るため、個人情報保護管理責任者を置かなければならない。
66	2		2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。				
66	2	1	一 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務	10	1		(委託に伴う措置) 第十条 実施機関は、個人情報の取扱いを区の機関以外のものに委託するときは、当該個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。
66	2	2	二 指定管理者(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。) 公の施設(同法第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。)の管理の業務	10	2		2 実施機関は、前項の規定による委託をしたときは、その旨を審議会に報告しなければならない。
66	2	3	三 第五十八条第一項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの	10	3		3 実施機関は、第一項の規定による委託に係る個人情報の適正な取扱いを確保するため必要があると認めるときは、同項の規定による委託を受けたもの(当該委託を受けたものから再委託を受けたものを含む。以下「受託者」という。)に対し、当該業務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、受託者の事務所若しくは事業所に立ち入り、当該業務の状況を検査させることができる。
66	2	4	四 第五十八条第二項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの				
66	2	5	五 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者 当該委託を受けた業務	10	4		4 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

改正後・個人情報の保護に関する法律(第4章(16～59条)・第6章(130～170条)は原則省略)				中央区個人情報の保護に関する条例			
条	項	号	条文	条	項	号	条文
				10	5		5 第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
				10	6		6 実施機関は、受託者が正当な理由がないのに、第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒んだときは、その事実を公表することができる。
				11			(受託者の責務) 第十一条 受託者は、当該個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
67			(従事者の義務) 第六十七条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第二項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第七十六條において同じ。)若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。	11-2			(従事者の義務) 第十一条の二 実施機関の職員、受託者が受託した業務に従事している者その他保有個人情報を取り扱う業務に従事する者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その業務に従事しなくなった後も、同様とする。
68	1		(漏えい等の報告等) 第六十八条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。	9	2		2 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の保有個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
68	2		2 前項に規定する場合には、行政機関の長等は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。				
68	2	1	一 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。				
68	2	2	二 当該保有個人情報に第七十八条第一項各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。				

改正後・個人情報の保護に関する法律(第4章(16～59条)・第6章(130～170条)は原則省略)			中央区個人情報の保護に関する条例		
条	項	号	条	項	号
69	1	(利用及び提供の制限) 第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。	13		(目的外利用の制限) 第十三条 実施機関は、保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条及び第二十条第一号において同じ。)について、個人情報取扱事務の目的の範囲を超える区の機関内における利用(以下「目的外利用」という。)をしてはならない。ただし、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められる場合を除き、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
69	2	2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。	13-2	1	第十三条の二 実施機関は、保有特定個人情報の目的外利用をしてはならない。
			13-2	2	2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。次項において同じ。)の目的外利用をすることができる。ただし、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
			14		(外部提供の制限) 第十四条 実施機関は、保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この項及び第二十条の二第一号において同じ。)の区の機関以外のものへの提供(以下「外部提供」という。)をしてはならない。ただし、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められる場合を除き、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
69	2	1 一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。	13	1	一 本人の同意があるとき。
			14	1	一 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
69	2	2 二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。	13	2	二 法律、条例等に定めがあるとき。
			13	5	五 個人情報取扱事務の執行に必要な限度で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
69	2	3 三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。	14	2	二 法律、条例等に定めがあるとき。
			14	5	五 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受けるものが、事務事業の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
69	2	4 四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。			
69	3	3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。	13	2	二 法律、条例等に定めがあるとき。
			14	2	二 法律、条例等に定めがあるとき。
			13	3	三 出版、報道等により当該保有個人情報が公にされているとき。
			13	4	四 人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

改正後・個人情報の保護に関する法律(第4章(16～59条)・第6章(130～170条)は原則省略)				中央区個人情報の保護に関する条例			
条	項	号	条文	条	項	号	条文
				13		6	六 前各号に掲げるときのほか、審議会の意見を聴いて、公益上特に必要があると実施機関が認めるとき。
				13	2		2 実施機関は、前項第五号の規定に該当することにより保有個人情報の目的外利用をしたときは、その旨を審議会に報告しなければならない。
				13	3		3 実施機関は、第一項第四号から第六号までの規定のいずれかに該当することにより保有個人情報の目的外利用をしたときは、その事実を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて、特に通知する必要がないと実施機関が認めるときは、この限りでない。
				13	4		4 実施機関は、保有個人情報の目的外利用をしたときは、当該実施機関の定めるところによりその旨を記録し、一般の閲覧に供しなければならない。
				13-2	3		3 前条第四項の規定は、保有特定個人情報の目的外利用について準用する。
				14		3	三 出版、報道等により当該保有個人情報が公にされているとき。
				14		4	四 人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
				14		6	六 前各号に掲げるときのほか、審議会の意見を聴いて、公益上特に必要があると実施機関が認めるとき。
				14	2		2 第十三条第二項から第四項までの規定は、前項ただし書の規定により外部提供をした場合について準用する。
69	4		4 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。				
70			(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求) 第七十条 行政機関の長等は、利用目的のために又は前条第二項第三号若しくは第四号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。	14	3		3 実施機関は、外部提供（保有特定個人情報の外部提供を除く。）をするときは、当該外部提供を受けるもの（本人を除く。）に対し、提供に係る個人情報の利用目的若しくは利用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければならない。
71	1		(外国にある第三者への提供の制限) 第七十一条 行政機関の長等は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条において同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）にある第三者（第十六条第三項に規定する個人データの取扱いについて前章第二節の規定により同条第二項に規定する個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（第三項において「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項において同じ。）に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合には、法令に基づく場合及び第六十九条第二項第四号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。				

改正後・個人情報の保護に関する法律(第4章(16～59条)・第6章(130～170条)は原則省略)			中央区個人情報の保護に関する条例		
条	項	号	条文		
71	2		2 行政機関の長等は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。		
71	3		3 行政機関の長等は、保有個人情報を外国にある第三者（第一項に規定する体制を整備している者に限る。）に利用目的以外の目的のために提供した場合には、法令に基づく場合及び第六十九条第二項第四号に掲げる場合を除くほか、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。		
72			14	3	3 実施機関は、外部提供（保有特定個人情報の外部提供を除く。）をするときは、当該外部提供を受けるもの（本人を除く。）に対し、提供に係る個人情報の利用目的若しくは利用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければならない。
73	1		<p>（仮名加工情報の取扱いに係る義務）</p> <p>第七十三条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第二百二十八条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。</p>		
73	2		2 行政機関の長等は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。		
73	3		3 行政機関の長等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに第四十一条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。		
73	4		4 行政機関の長等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。		
73	5		5 前各項の規定は、行政機関の長等から仮名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。		

改正後・個人情報の保護に関する法律(第4章(16～59条)・第6章(130～170条)は原則省略)				中央区個人情報の保護に関する条例			
条	項	号	条文	条	項	号	条文
74	1		(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知) 第七十四条 行政機関(会計検査院を除く。以下この条において同じ。)が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、個人情報保護委員会に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。				
74	1	1	一 個人情報ファイルの名称				
74	1	2	二 当該機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称				
74	1	3	三 個人情報ファイルの利用目的				
74	1	4	四 個人情報ファイルに記録される項目(以下この節において「記録項目」という。)及び本人(他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第九号において同じ。)として個人情報ファイルに記録される個人の範囲(以下この節において「記録範囲」という。)				
74	1	5	五 個人情報ファイルに記録される個人情報(以下この節において「記録情報」という。)の収集方法				
74	1	6	六 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨				
74	1	7	七 記録情報を当該機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先				
74	1	8	八 次条第三項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは第五号若しくは前号に掲げる事項を次条第一項に規定する個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は個人情報ファイルを同項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととするときは、その旨				
74	1	9	九 第七十六条第一項、第九十条第一項又は第九十八条第一項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地				
74	1	10	十 第九十条第一項ただし書又は第九十八条第一項ただし書に該当するときは、その旨				
74	1	11	十一 その他政令で定める事項				
74	2		2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。				
74	2	1	一 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル				
74	2	2	二 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル				
74	2	3	三 当該機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(当該機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)				
74	2	4	四 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル				

改正後・個人情報の保護に関する法律(第4章(16～59条)・第6章(130～170条)は原則省略)				中央区個人情報の保護に関する条例			
条	項	号	条文	条	項	号	条文
74	2	5	五 前項の規定による通知に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの				
74	2	6	六 一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル				
74	2	7	七 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの				
74	2	8	八 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの				
74	2	9	九 本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイル				
74	2	10	十 第三号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル				
74	2	11	十一 第六十条第二項第二号に係る個人情報ファイル				
74	3		3 行政機関の長は、第一項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、当該行政機関がその保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが前項第九号に該当するに至ったときは、遅滞なく、個人情報保護委員会に対しその旨を通知しなければならない。				
75	1		(個人情報ファイル簿の作成及び公表) 第七十五条 行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第一項第一号から第七号まで、第九号及び第十号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿(以下この章において「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。	8-2	1		(個人情報ファイルの登録) 第八条の二 実施機関は、個人情報ファイルを保有するに当たっては、当該実施機関の定めるところにより次に掲げる事項を個人情報ファイル簿に登録し、一般の閲覧に供しなければならない。ただし、記録される本人の数が一の年度を通じて区規則で定める数に満たない個人情報ファイルについては、この限りでない。
74	1	1	【参考】第74条 一 個人情報ファイルの名称	8-2	1	1	一 個人情報ファイルの名称及び利用目的
74	1	2	【参考】第74条第1項 二 当該機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称				
74	1	3	【参考】第74条第1項 三 個人情報ファイルの利用目的	8-2	1	1	一 個人情報ファイルの名称及び利用目的
74	1	4	【参考】第74条第1項 四 個人情報ファイルに記録される項目(以下この節において「記録項目」という。)及び本人(他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第九号において同じ。)として個人情報ファイルに記録される個人の範囲(以下この節において「記録範囲」という。)	8-2	1	2	二 個人情報ファイルに記録される個人の範囲
				8-2	1	3	三 個人情報ファイルに記録される個人情報の項目

改正後・個人情報の保護に関する法律(第4章(16～59条)・第6章(130～170条)は原則省略)				中央区個人情報の保護に関する条例			
条	項	号	条文	条	項	号	条文
74	1	5	【参考】第74条第1項 五 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この節において「記録情報」という。）の収集方法				
74	1	6	【参考】第74条第1項 六 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	8-2	1	4	四 個人情報ファイルに記録される個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
74	1	7	【参考】第74条第1項 七 記録情報を当該機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先				
74	1	9	【参考】第74条第1項 九 第七十六条第一項、第九十条第一項又は第九十八条第一項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地				
74	1	10	【参考】第74条第1項 十 第九十条第一項ただし書又は第九十八条第一項ただし書に該当するときは、その旨（訂正請求、利用停止請求）				
				8-2	1	5	五 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
				8-2	2		2 前条第二項及び第三項の規定は、個人情報ファイルの登録、廃止及び変更について準用する。
75	2		2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。				
			一 前条第二項第一号から第十号までに掲げる個人情報ファイル				
			二 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの				
			三 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル				
75	3		3 第一項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、記録項目の一部若しくは前条第一項第五号若しくは第七号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。				
75	4		4 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての第一項の規定の適用については、同項中「定める事項」とあるのは、「定める事項並びに記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨」とする。				
75	5		5 前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。	8	1		(個人情報取扱事務の登録) 第八条 実施機関は、個人情報取扱事務を開始するときは、当該実施機関の定めるところにより次に掲げる事項を個人情報登録簿に登録し、一般の閲覧に供しなければならない。
				8	1	1	一 個人情報取扱事務の名称及び目的

改正後・個人情報の保護に関する法律(第4章(16～59条)・第6章(130～170条)は原則省略)				中央区個人情報の保護に関する条例			
条	項	号	条文	条	項	号	条文
				8	1	2	二 対象となる個人の範囲
				8	1	3	三 保有個人情報として記録される個人情報の項目
				8	1	4	四 保有個人情報として記録される個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
				8	1	5	五 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
				8	2		2 実施機関は、前項の規定による登録に係る個人情報取扱事務を廃止したとき、又は同項各号に掲げる事項で登録したものを変更したときは、当該個人情報取扱事務の登録を抹消し、又は登録している事項を修正しなければならない。
				8	3		3 実施機関は、第一項の規定による登録をしたとき、又は前項の規定による抹消若しくは修正をしたときは、その旨を審議会に報告しなければならない。
76	1		(開示請求権) 第七十六条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。	17	1		(開示の請求) 第十七条 何人も、実施機関に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。
76	2		2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下この節において「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下この節及び第二百二十七条において「開示請求」という。)をすることができる。	20-4	1		第二十条の四 法定代理人は、本人に代わって保有個人情報の開示請求、訂正請求、削除請求又は目的外利用の中止請求若しくは外部提供の中止請求(以下「目的外利用等の中止請求」という。)をすることができる。
				20-4	2		2 任意代理人は、本人に代わって保有特定個人情報の開示請求、訂正請求、削除請求又は目的外利用等の中止請求をすることができる。
77	1		(開示請求の手続) 第七十七条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第三項において「開示請求書」という。)を行政機関の長等に提出しなければならない。	21			(請求の方法) 第二十一条 開示請求、訂正請求、削除請求又は目的外利用等の中止請求をしようとする者は、実施機関に対し、当該請求に係る保有個人情報の本人であること(前条の規定による請求にあっては、当該請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を明らかにして、当該実施機関の定めるところにより請求しなければならない。
77	1	1	一 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所				
77	1	2	二 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項	規12	1		(開示等の請求方法) 第十二条 条例第二十一条の規定による請求は、別記第七号様式による請求書により行うものとする。 【第7号様式】 開示請求をする者の郵便番号、住所、氏名、電話番号、請求の区分(開示、訂正、削除、目的外利用の中止、外部提供の中止)、請求の内容(請求者自身の個人情報が特定できるような具体的な記載)、<以下任意>開示の方法(閲覧、視聴、写しの交付)、請求の理由
77	2		2 前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第二項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。	規12	2		2 前項の請求書を提出しようとする者は、区長に対し、運転免許証、旅券その他の自己が当該請求に係る保有個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類で区長が定めるものを提示し、又は提出しなければならない。

改正後・個人情報の保護に関する法律(第4章(16～59条)・第6章(130～170条)は原則省略)			中央区個人情報の保護に関する条例		
条	項	号	条文		
77	3		3 行政機関の長等は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下この節において「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。		
			行政手続条例7		(申請に対する審査及び応答) 第七条 行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない。かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の条例等に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者(以下「申請者」という。)に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。
78	1		17	2	2 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非開示情報」という。)が含まれている場合を除き、当該開示請求をしたもの(以下「開示請求者」という。)に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。
78	1	1	17	2	3 三 開示請求者(次に掲げる場合にあっては、当該本人をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。)の権利利益を害するおそれがある情報
			17	2	3 イ 第二十条の四第一項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人(以下「法定代理人」という。)が本人に代わって開示請求をする場合
			17	2	3 ロ 第二十条の四第二項の規定により本人の委任による代理人(以下「任意代理人」という。)が本人に代わって開示請求をする場合
78	1	2	17	2	4 四 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
78	1	2	17	2	4 イ 法律、条例等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
78	1	2	17	2	4 ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
78	1	2	17	2	4 ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の職員を除く。)、独立行政法人等の職員、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
78	1	3	17	2	5 五 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が明らかに損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

改正後・個人情報の保護に関する法律(第4章(16～59条)・第6章(130～170条)は原則省略)				中央区個人情報の保護に関する条例			
条	項	号	条文	条	項	号	条文
78	1	3	イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの	17	2	5	イ 人の生命又は健康を害することが明らかな法人等又は個人の事業活動に関する情報
78	1	3	ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの	17	2	5	ロ 環境の保全又は安定した消費生活を害することが明らかな法人等又は個人の違法又は不当な事業活動に関する情報
78	1	4	四 行政機関の長が第八十二条各項の決定（以下この節において「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報				ハ イ及びロに掲げるもののほか、開示することが公共の利益を保護するため必要と認められる情報
78	1	5	五 行政機関の長又は地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る。）が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報	17	2	6	六 開示することにより、人の生命、健康、財産又は社会的な地位の保護及び犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報
78	1	6	六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの	17	2	7	七 区の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、協議、検討、調査等（以下「審議等」という。）に関する情報であって、開示することにより、公正又は適切な審議等に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの
78	1	7	七 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの	17	2	8	八 区の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務事業の性質上、当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
78	1	7	イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれ				
78	1	7	ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ				
78	1	7	ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ	17	2	8	イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
78	1	7	ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ	17	2	8	ハ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
78	1	7	ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ				

改正後・個人情報の保護に関する法律(第4章(16～59条)・第6章(130～170条)は原則省略)			中央区個人情報の保護に関する条例						
条	項	号	条文						
78	1	7	へ	人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ	17	2	8	二	人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
78	1	7	ト	独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ					
					17	2	8	ロ	個人の評価、診断、判定、選考、推薦、指導、相談等に係る事務に関し、公正な判断を困難にし、又はその適正な遂行を不当に阻害するおそれ
					17	2	1	一	法律、条例等の規定により開示することができないとされる情報
					17	2	2	二	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の九に規定する法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準において開示することができずとされる情報であつて、当該法定受託事務に係る法令の規定の趣旨に照らして、なお、開示することができないと認められるもの
78	2			2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報（）」とあるのは、「掲げる情報（情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。）又は行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に準ずる情報であつて情報公開条例において開示しないこととされているものうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの（）」とする。					
79	1			（部分開示） 第七十九条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。	17-2	1			（保有個人情報の一部開示） 第十七条の二 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができるときは、当該非開示情報に係る部分以外の部分を開示しなければならない。
79	2			2 開示請求に係る保有個人情報に前条第一項第二号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。	17-2	2			2 開示請求に係る保有個人情報に前条第二項第四号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。
80				（裁量的開示） 第八十条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。	26-4				第七節 保有個人情報の任意的な開示 第二十六条の四 実施機関は、本人が死亡している場合、疾病等により療養している場合その他の実施機関が定める事由に該当する場合において、実施機関が定める者から保有個人情報の開示の申出があつたときは、当該申出の理由等を勘案し、必要があると認める場合に限り、当該申出の全部又は一部に応じることができる。
81				（保有個人情報の存否に関する情報） 第八十一条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。	22	4			4 開示請求、訂正請求、削除請求又は目的外利用等の中止請求に対し、当該請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該請求を拒否することができる。
					23	6			6 実施機関は、前条第四項の規定により請求を拒否したときは、その旨を審議会に報告しなければならない。

改正後・個人情報の保護に関する法律(第4章(16～59条)・第6章(130～170条)は原則省略)			中央区個人情報の保護に関する条例		
条	項	号	条	項	号
82	1	(開示請求に対する措置) 第八十二条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第六十二条第二号又は第三号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。	22	1	第二十二條 実施機関は、前条の規定により開示請求があったときは、当該開示請求があった日から起算して十五日以内に、当該開示請求に係る保有個人情報の全部若しくは一部を開示する旨の決定又は全部を開示しない旨の決定をしなければならない。
			22	3	3 実施機関は、開示請求、訂正請求、削除請求又は目的外利用等の中止請求に係る保有個人情報が存在しないときは、当該請求に応じない旨の決定をしなければならない。
82	2	2 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。	22	5	5 実施機関は、第一項から前項までの規定による決定(以下「開示等の決定」という。)をしたときは、その旨を当該請求を行った者(以下「請求者」という。)に対し、書面により通知しなければならない。
			22	6	6 実施機関は、開示等の決定において当該請求の全部又は一部に応じないこととするときは、請求者に対し、前項の書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、請求に応じないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。
83	1	(開示決定等の期限) 第八十三条 開示決定等は、開示請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第七十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。	22	1	第二十二條 実施機関は、前条の規定により開示請求があったときは、当該開示請求があった日から起算して十五日以内に、当該開示請求に係る保有個人情報の全部若しくは一部を開示する旨の決定又は全部を開示しない旨の決定をしなければならない。
83	2	2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。	22	7	7 実施機関は、やむを得ない理由により、第一項及び第二項に規定する期間内に開示等の決定をすることができないときは、当該請求があった日から起算して六十日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、延長する理由及び期間を請求者に書面により通知しなければならない。
84		(開示決定等の期限の特例) 第八十四条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から六十日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。	附9		(開示等の決定期限の特例) 9 当分の間、開示請求、訂正請求、削除請求又は目的外利用等の中止請求に係る保有個人情報が著しく大量であり、又は特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるため、当該請求があった日から起算して六十日以内に開示等の決定を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第二十二條第一項、第二項及び第七項の規定にかかわらず、実施機関は、相当の期間内に開示等の決定をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第一項又は第二項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
84	1	一 この条の規定を適用する旨及びその理由	附9	1	一 この項の規定を適用する旨及びその理由
84	2	二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	附9	2	二 開示等の決定をする期限

改正後・個人情報の保護に関する法律(第4章(16～59条)・第6章(130～170条)は原則省略)			中央区個人情報の保護に関する条例		
条	項	号	条文		
85			<p>(事案の移送)</p> <p>第八十五条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報が当該行政機関の長等が属する行政機関等以外の行政機関等から提供されたものであるとき、その他の行政機関の長等において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長等は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。</p>		
85	2		<p>2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものみなす。</p>		
85	3		<p>3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第八十二条第一項の決定(以下この節において「開示決定」という。)をしたときは、当該行政機関の長等は、開示の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。</p>		
86	1		22	8	<p>8 実施機関は、開示等の決定をする場合において、当該決定に係る保有個人情報に第三者に関する情報が含まれているときは、当該第三者の意見を聴くことができる。</p>
86	2		<p>2 行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、政令で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p>		
86	2	1	<p>一 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第七十八条第一項第二号ロ又は同項第三号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。</p>		
86	2	2	<p>二 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第八十条の規定により開示しようとするとき。</p>		
86	3		23	2	<p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、前条第八項の規定により意見聴取の機会を与えられた第三者が当該請求に応ずることに反対する意思(以下「反対意見」という。)を表示した場合において、請求に応ずる旨の決定をするときは、開示等の決定の日と開示等の決定に基づく措置を実施する日との間に少なくとも二週間を置かななければならない。この場合において、実施機関は、開示等の決定後、反対意見を表示した第三者に対し、開示等の決定をした旨及びその理由並びに開示等の決定に基づく措置を実施する日を書面により通知しなければならない。</p>

改正後・個人情報の保護に関する法律(第4章(16～59条)・第6章(130～170条)は原則省略)			中央区個人情報の保護に関する条例		
条	項	号	条	項	号
87	1	(開示の実施) 第八十七条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して行政機関等が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、行政機関の長等は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。	23	3	3 保有個人情報の開示は、実施機関の定めるところにより保有個人情報が記録されている物の閲覧、視聴、写しの交付その他その種類、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。
87	2	2 行政機関等は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。			
87	3	3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長等に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。	23	1	(決定後の手続) 第二十三条 実施機関は、前条第一項又は第二項の規定により請求に応ずる旨の決定(当該請求の一部について応ずる旨の決定を含む。次項において同じ。)をしたときは、速やかに当該請求に応じなければならない。
87	4	4 前項の規定による申出は、第八十二条第一項に規定する通知があつた日から三十日以内に行なければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。			
88	1	(他の法令による開示の実施との調整) 第八十八条 行政機関の長等は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。	30		(他の制度との調整) 第三十条 この条例は、法律、他の条例等(中央区情報公開条例を除く。)に保有個人情報の開示等の請求(保有特定個人情報の開示請求を除く。)その他これに類する請求の手続が定められている場合については、適用しない。
88	2	2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。			
89	1	(手数料) 第八十九条 行政機関の長等に対し開示請求をする者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。			
89	2	2 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。	24	1	(費用の負担) 第二十四条 この条例の規定による保有個人情報の開示、訂正、削除並びに目的外利用及び外部提供の中止(以下「保有個人情報の開示等」という。)に要する費用は、無料とする。ただし、前条第三項の写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。
89	3	3 前二項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。			
			24	2	2 前項ただし書の費用の額は、区長が定める。
89	4	4 独立行政法人等に対し開示請求をする者は、独立行政法人等の定めるところにより、手数料を納めなければならない。			
89	5	5 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、かつ、第一項の手数料の額を参酌して、独立行政法人等が定める。			
89	6	6 独立行政法人等は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。			

改正後・個人情報の保護に関する法律(第4章(16～59条)・第6章(130～170条)は原則省略)			中央区個人情報の保護に関する条例				
条	項	号	条文	条	項	号	条文
89	7		7 地方独立行政法人に対し開示請求をする者は、地方独立行政法人の定めるところにより、手数料を納めなければならない。				
89	8		8 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、かつ、第二項の条例で定める手数料の額を参酌して、地方独立行政法人が定める。				
89	9		9 地方独立行政法人は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。				
90	1		(訂正請求権) 第九十条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第九十八条第一項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下この節において同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。	18			(訂正の請求) 第十八条 何人も、自己を本人とする保有個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。
				19			(削除の請求) 第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、保有個人情報の削除の請求(以下「削除請求」という。)をすることができる。
90	1	1	一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	19		1	一 第五条、第六条第一項又は第七条第一項の規定に反して自己を本人とする個人情報が収集されたとき。
90	1	2	二 開示決定に係る保有個人情報であつて、第八十八条第一項の他の法令の規定により開示を受けたもの	19		2	二 第十五条の規定に反して自己を本人とする保有個人情報が個人情報ファイルに記録されたとき。
				19		3	三 番号法第二十条の規定に反して自己を本人とする特定個人情報が収集され、又は保管されたとき。
				19		4	四 番号法第二十九条の規定に反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第二条第九項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に自己を本人とする特定個人情報が記録されたとき。
90	2		2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求(以下この節及び第二百二十七条において「訂正請求」という。)をすることができる。	20-4	1		(代理人による請求) 第二十条の四 法定代理人は、本人に代わつて保有個人情報の開示請求、訂正請求、削除請求又は目的外利用の中止請求若しくは外部提供の中止請求(以下「目的外利用等の中止請求」という。)をすることができる。
				20-4	2		2 任意代理人は、本人に代わつて保有特定個人情報の開示請求、訂正請求、削除請求又は目的外利用等の中止請求をすることができる。
90	3		3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。				
91	1		(訂正請求の手續) 第九十一条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第三項において「訂正請求書」という。)を行政機関の長等に提出してしなければならない。	21			(請求の方法) 第二十一条 開示請求、訂正請求、削除請求又は目的外利用等の中止請求をしようとする者は、実施機関に対し、当該請求に係る保有個人情報の本人であること(前条の規定による請求にあつては、当該請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を明らかにして、当該実施機関の定めるところにより請求しなければならない。
91	1	1	一 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所				

改正後・個人情報の保護に関する法律(第4章(16～59条)・第6章(130～170条)は原則省略)			中央区個人情報の保護に関する条例				
条	項	号	条文	条	項	号	条文
91	1	2	二 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項	規12	1		(開示等の請求方法) 第十二条 条例第二十一条の規定による請求は、別記第七号様式による請求書により行うものとする。
91	1	3	三 訂正請求の趣旨及び理由				【第7号様式】 開示請求をする者の郵便番号、住所、氏名、電話番号、請求の区分(開示、訂正、削除、目的外利用の中止、外部提供の中止)、請求の内容(請求者自身の個人情報が特定できるような具体的な記載)、<以下任意>開示の方法(閲覧、視聴、写しの交付)、請求の理由
91	2		2 前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第二項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。	21			(請求の方法) 第二十一条 開示請求、訂正請求、削除請求又は目的外利用等の中止請求をしようとする者は、実施機関に対し、当該請求に係る保有個人情報の本人であること(前条の規定による請求にあつては、当該請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を明らかにして、当該実施機関の定めるところにより請求しなければならない。
91	3		3 行政機関の長等は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下この節において「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。	行政手続条例7			(申請に対する審査及び応答) 第七条 行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない。かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の条例等に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者(以下「申請者」という。)に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。
92			(保有個人情報の訂正義務) 第九十二条 行政機関の長等は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。	22	1		(請求に対する決定等) 第二十二条 実施機関は、前条の規定により開示請求があつたときは、当該開示請求があつた日から起算して十五日以内に、当該開示請求に係る保有個人情報の全部若しくは一部を開示する旨の決定又は全部を開示しない旨の決定をしなければならない。
				22	3		3 実施機関は、開示請求、訂正請求、削除請求又は目的外利用等の中止請求に係る保有個人情報が存在しないときは、当該請求に応じない旨の決定をしなければならない。
				22	4		4 開示請求、訂正請求、削除請求又は目的外利用等の中止請求に対し、当該請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該請求を拒否することができる。
				23	6		6 実施機関は、前条第四項の規定により請求を拒否したときは、その旨を審議会に報告しなければならない。
93	1		(訂正請求に対する措置) 第九十三条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。	22	5		5 実施機関は、第一項から前項までの規定による決定(以下「開示等の決定」という。)をしたときは、その旨を当該請求を行った者(以下「請求者」という。)に対し、書面により通知しなければならない。

改正後・個人情報の保護に関する法律(第4章(16～59条)・第6章(130～170条)は原則省略)			中央区個人情報の保護に関する条例					
条	項	号	条文					
93	2		2	行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。	22	6	6	実施機関は、開示等の決定において当該請求の全部又は一部に応じないこととするときは、請求者に対し、前項の書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、請求に応じないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。
94	1		(訂正決定等の期限) 第九十四条 前条各項の決定(以下この節において「訂正決定等」という。)は、訂正請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第九十一条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。	22	2	2	2	実施機関は、前条の規定により訂正請求、削除請求又は目的外利用等の中止請求があったときは、当該請求があった日から起算して二十二日以内に、当該請求に応ずるか否かの決定(当該請求の一部について応ずる旨の決定を含む。)をしなければならない。
94	2		2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。	22	7	7	7	実施機関は、やむを得ない理由により、第一項及び第二項に規定する期間内に開示等の決定をすることができないときは、当該請求があった日から起算して六十日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、延長する理由及び期間を請求者に書面により通知しなければならない。
95			(訂正決定等の期限の特例) 第九十五条 行政機関の長等は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。	附9				(開示等の決定期限の特例) 9 当分の間、開示請求、訂正請求、削除請求又は目的外利用等の中止請求に係る保有個人情報が著しく大量であり、又は特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるため、当該請求があった日から起算して六十日以内に開示等の決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第二十二条第一項、第二項及び第七項の規定にかかわらず、実施機関は、相当の期間内に開示等の決定をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第一項又は第二項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
95		1	一 この条の規定を適用する旨及びその理由	附9		1	一 この項の規定を適用する旨及びその理由	
95		2	二 訂正決定等をする期限	附9		2	二 開示等の決定をする期限	
96	1		(事案の移送) 第九十六条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報が第八十五条第三項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の行政機関の長等において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長等は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。					
96	2		2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該訂正請求についての訂正決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものみなす。					
96	3		3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第九十三条第一項の決定(以下この項及び次条において「訂正決定」という。)をしたときは、移送をした行政機関の長等は、当該訂正決定に基づき訂正の実施を行しなければならない。					

改正後・個人情報の保護に関する法律(第4章(16～59条)・第6章(130～170条)は原則省略)			中央区個人情報の保護に関する条例		
条	項	号	条	項	号
97			23	4	
		(保有個人情報の提供先への通知) 第九十七条 行政機関の長等は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。			4 実施機関は、第一項の規定により訂正請求(情報提供等記録の訂正請求を除く。)、削除請求又は目的外利用等の中止請求に応じたときは、その旨を当該保有個人情報の外部提供を受けているものに対し、通知しなければならない。
			23	5	
					5 実施機関は、第一項の規定により情報提供等記録の訂正請求に応じたときは、その旨を内閣総理大臣及び番号法第十九条第八号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第九号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号法第二十三条第一項及び第二項の規定により記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、書面により通知しなければならない。
98			20		
		(利用停止請求権) 第九十八条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下この節において「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。			(目的外利用の中止の請求) 第二十条 何人も、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、保有個人情報の目的外利用の中止の請求(以下「目的外利用の中止請求」という。)をすることができる。
			20	1	一 第十三条第一項の規定に反して自己を本人とする保有個人情報が目的外利用をされたとき。
			20	2	二 第十三条の二第一項及び第二項の規定に反して自己を本人とする保有特定個人情報が目的外利用をされたとき。
98	1	一 第六十一条第二項の規定に違反して保有されているとき、第六十三条の規定に違反して取り扱われているとき、第六十四条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第六十九条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去	20-2		(外部提供の中止の請求) 第二十条の二 何人も、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、保有個人情報の外部提供の中止の請求(以下「外部提供の中止請求」という。)をすることができる。
98	2	二 第六十九条第一項及び第二項又は第七十一条第一項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止	20-2	1	一 第十四条第一項の規定に反して自己を本人とする保有個人情報が外部提供をされたとき。
			20-2	2	二 番号法第十九条の規定に反して自己を本人とする保有特定個人情報が外部提供をされたとき。
98	2	2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下この節及び第百二十七条において「利用停止請求」という。)をすることができる。	20-4	1	(代理人による請求) 第二十条の四 法定代理人は、本人に代わって保有個人情報の開示請求、訂正請求、削除請求又は目的外利用の中止請求若しくは外部提供の中止請求(以下「目的外利用等の中止請求」という。)をすることができる。
			20-4	2	2 任意代理人は、本人に代わって保有特定個人情報の開示請求、訂正請求、削除請求又は目的外利用等の中止請求をすることができる。
98	3	3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内に行わなければならない。			
99			21		
		(利用停止請求の手続) 第九十九条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第三項において「利用停止請求書」という。)を行政機関の長等に提出してしなければならない。			(請求の方法) 第二十一条 開示請求、訂正請求、削除請求又は目的外利用等の中止請求をしようとする者は、実施機関に対し、当該請求に係る保有個人情報の本人であること(前条の規定による請求にあっては、当該請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を明らかにして、当該実施機関の定めるところにより請求しなければならない。
99	1	一 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所			

改正後・個人情報の保護に関する法律(第4章(16～59条)・第6章(130～170条)は原則省略)			中央区個人情報の保護に関する条例		
条	項	号	条	項	号
99		2	規12	1	(開示等の請求方法) 第十二条 条例第二十一条の規定による請求は、別記第七号様式による請求書により行うものとする。
99		3			【第7号様式】 開示請求をする者の郵便番号、住所、氏名、電話番号、請求の区分(開示、訂正、削除、目的外利用の中止、外部提供の中止)、請求の内容(請求者自身の個人情報が特定できるような具体的な記載)、<以下任意>開示の方法(閲覧、視聴、写しの交付)、請求の理由
99	2	2	21		(請求の方法) 第二十一条 開示請求、訂正請求、削除請求又は目的外利用等の中止請求をしようとする者は、実施機関に対し、当該請求に係る保有個人情報の本人であること(前条の規定による請求にあっては、当該請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を明らかにして、当該実施機関の定めるところにより請求しなければならない。
99	3	3	行政手続条例7		(申請に対する審査及び応答) 第七条 行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない。かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の条例等に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者(以下「申請者」という。)に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。
100		(保有個人情報の利用停止義務) 第百条 行政機関の長等は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。	22	1	(請求に対する決定等) 第二十二条 実施機関は、前条の規定により開示請求があったときは、当該開示請求があった日から起算して十五日以内に、当該開示請求に係る保有個人情報の全部若しくは一部を開示する旨の決定又は全部を開示しない旨の決定をしなければならない。
			22	3	3 実施機関は、開示請求、訂正請求、削除請求又は目的外利用等の中止請求に係る保有個人情報が存在しないときは、当該請求に応じない旨の決定をしなければならない。
			22	4	4 開示請求、訂正請求、削除請求又は目的外利用等の中止請求に対し、当該請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該請求を拒否することができる。
			23	6	6 実施機関は、前条第四項の規定により請求を拒否したときは、その旨を審議会に報告しなければならない。
101	1	(利用停止請求に対する措置) 第百一条 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。	22	5	5 実施機関は、第一項から前項までの規定による決定(以下「開示等の決定」という。)をしたときは、その旨を当該請求を行った者(以下「請求者」という。)に対し、書面により通知しなければならない。

改正後・個人情報の保護に関する法律(第4章(16～59条)・第6章(130～170条)は原則省略)			中央区個人情報の保護に関する条例				
条	項	号	条文	条	項	号	条文
101	2		2 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。	22	6		6 実施機関は、開示等の決定において当該請求の全部又は一部に応じないこととするときは、請求者に対し、前項の書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、請求に応じないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。
102	1		(利用停止決定等の期限) 第百二条 前条各項の決定（以下この節において「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から三十日以内にならなければならない。ただし、第九十九条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。	22	2		2 実施機関は、前条の規定により訂正請求、削除請求又は目的外利用等の中止請求があったときは、当該請求があった日から起算して二十二日以内に、当該請求に応ずるか否かの決定（当該請求の一部について応ずる旨の決定を含む。）をしなければならない。
102	2		2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。	22	7		7 実施機関は、やむを得ない理由により、第一項及び第二項に規定する期間内に開示等の決定をすることができないときは、当該請求があった日から起算して六十日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、延長する理由及び期間を請求者に書面により通知しなければならない。
103			(利用停止決定等の期限の特例) 第百三条 行政機関の長等は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。	附9			(開示等の決定期限の特例) 9 当分の間、開示請求、訂正請求、削除請求又は目的外利用等の中止請求に係る保有個人情報が著しく大量であり、又は特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるため、当該請求があった日から起算して六十日以内に開示等の決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第二十二条第一項、第二項及び第七項の規定にかかわらず、実施機関は、相当の期間内に開示等の決定をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第一項又は第二項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
103		1	一 この条の規定を適用する旨及びその理由	附9		1	一 この項の規定を適用する旨及びその理由
103		2	二 利用停止決定等をする期限	附9		2	二 開示等の決定をする期限
104	1		(審理員による審理手続に関する規定の適用除外等) 第百四条 行政機関の長等（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人を除く。次項及び次条において同じ。）に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条、第十七条、第二十四条、第二章第三節及び第四節並びに第五十条第二項の規定は、適用しない。				

改正後・個人情報の保護に関する法律(第4章(16～59条)・第6章(130～170条)は原則省略)				中央区個人情報の保護に関する条例			
条	項	号	条文	条	項	号	条文
104	2		2 行政機関の長等に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求についての行政不服審査法第二章の規定の適用については、同法第十一条第二項中「第九条第一項の規定により指名された者(以下「審理員」という。)」とあるのは「第四条(個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第七十七条第二項の規定に基づく政令を含む。)の規定により審査請求がされた行政庁(第十四条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。)」と、同法第十三条第一項及び第二項中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第二十五条第七項中「あったとき、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「あったとき」と、同法第四十四条中「行政不服審査会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会(審査庁が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会。第五十条第一項第四号において同じ。)」と、「受けたとき(前条第一項の規定による諮問を要しない場合(同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。))にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあっては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき」とあるのは「受けたとき」と、同法第五十条第一項第四号中「審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会」とする。				
105	1		(審査会への諮問) 第五十五条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会(審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会)に諮問しなければならない。	26	1		(審査請求があった場合の手続) 第二十六条 実施機関は、開示等の決定又は開示請求、訂正請求、削除請求若しくは目的外利用等の中止請求に係る不作為に関し、審査請求があった場合は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、中央区情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問し、その意見を尊重して当該審査請求についての裁決を行わなければならない。
105	1	1	一 審査請求が不適法であり、却下する場合	26	1	1	一 審査請求が不適法であり、却下するとき。
105	1	2	二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)	26	1	2	二 開示等の決定(請求の全部に応ずる旨の決定を除く。以下この号及び第二十六条の三第二号において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る請求の全部に応ずることとするとき(当該開示等の決定について第三者から反対意見が表示されているときを除く。)
105	1	3	三 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合	26	1	3	三 開示請求、訂正請求、削除請求又は目的外利用等の中止請求に係る不作為についての審査請求に対し、行政不服審査法第四十九条第三項前段の規定による宣言をし、及び同項各号に定める措置を採るとき。
105	1	4	四 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合	26	2		2 実施機関は、審査会に対し、速やかに諮問をするよう努めなければならない。
				26	3		3 第一項の規定による諮問は、行政不服審査法第九条第三項の規定により読み替えて適用される同法第二十九条第二項の弁明書の写しを添えてしなければならない。
105	2		2 前項の規定により諮問をした行政機関の長等は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。	26-2			(諮問をした旨の通知) 第二十六条の二 前条第一項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

改正後・個人情報の保護に関する法律(第4章(16～59条)・第6章(130～170条)は原則省略)			中央区個人情報の保護に関する条例			
条	項	号	条文			
105	2	1	一 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下この項及び第七十七条第一項第二号において同じ。）	26-2	1	一 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第十三条第四項本文に規定する参加人をいう。以下この条及び次条において同じ。）
105	2	2	二 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）	26-2	2	二 請求者（請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
105	2	3	三 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）	26-2	3	三 当該審査請求に係る開示等の決定について反対意見を表示した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
105	3		3 前二項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人について準用する。この場合において、第一項中「情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）」とあるのは、「行政不服審査法第八十一条第一項又は第二項の機関」と読み替えるものとする。			
106	1		（地方公共団体の機関等における審理員による審理手続に関する規定の適用除外等） 第百六条 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第九条第一項から第三項まで、第十七条、第四十条、第四十二条、第二章第四節及び第五十条第二項の規定は、適用しない。	25-2		第二十五条の二 開示等の決定又は開示請求、訂正請求、削除請求若しくは目的外利用等の中止請求に係る不作為についての審査請求は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条第一項本文の規定は適用しない。
106	2		2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求についての次の表の上欄に掲げる行政不服審査法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。			
106	2		● 第九条第四項 ・前項に規定する場合において、審査庁 ・第四条又は個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第七十七条第二項の規定に基づく条例の規定により審査請求がされた行政庁（第十四条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。） ・前項において読み替えて適用する第三十一条第一項 ・同法第百六条第二項において読み替えて適用する第三十一条第一項 ・前項において読み替えて適用する第三十四条 ・同法第百六条第二項において読み替えて適用する第三十四条 ・前項において読み替えて適用する第三十六条 ・同法第百六条第二項において読み替えて適用する第三十六条			
106	2		● 第十一条第二項 ・第九条第一項の規定により指名された者（以下「審理員」という。） ・審査庁			

改正後・個人情報の保護に関する法律(第4章(16～59条)・第6章(130～170条)は原則省略)			中央区個人情報の保護に関する条例			
条	項	号	条文			条文
106	2		<ul style="list-style-type: none"> ●第十三条第一項及び第二項、第二十八条、第三十条、第三十一条、第三十二条第三項、第三十三条から第三十七条まで、第三十八条第一項から第三項まで及び第五項、第三十九条並びに第四十一条第一項及び第二項 ・審理員 ・審査庁 			
106	2		<ul style="list-style-type: none"> ●第二十五条第七項 ・執行停止の申立てがあったとき、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき ・執行停止の申立てがあったとき 			
106	2		<ul style="list-style-type: none"> ●第二十九条第一項 ・審理員は、審査庁から指名されたときは、直ちに ・審査庁は、審査請求がされたときは、第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、速やかに 			
106	2		<ul style="list-style-type: none"> ●第二十九条第二項 ・審理員は ・審査庁は、審査庁が処分庁等以外である場合にあつては ・提出を求める ・提出を求め、審査庁が処分庁等である場合にあつては、相当の期間内に、弁明書を作成する 			
106	2		<ul style="list-style-type: none"> ●第二十九条第五項 ・審理員は ・審査庁は、第二項の規定により ・提出があったとき ・提出があったとき、又は弁明書を作成したとき 			
106	2		<ul style="list-style-type: none"> ●第三十条第三項 ・参加人及び処分庁等 ・参加人及び処分庁等（処分庁等が審査庁である場合にあつては、参加人） ・審査請求人及び処分庁等 ・審査請求人及び処分庁等（処分庁等が審査庁である場合にあつては、審査請求人） 			
106	2		<ul style="list-style-type: none"> ●第三十一条第二項 ・審理関係人 ・審理関係人（処分庁等が審査庁である場合にあつては、審査請求人及び参加人。以下この節及び第五十条第一項第三号において同じ。） 			
106	2		<ul style="list-style-type: none"> ●第四十一条第三項 ・審理員が ・審査庁が ・終結した旨並びに次条第一項に規定する審理員意見書及び事件記録（審査請求書、弁明書その他審査請求に係る事件に関する書類その他の物件のうち政令で定めるものをいう。同条第二項及び第四十三条第二項において同じ。）を審査庁に提出する予定時期を通知するものとする。当該予定時期を変更したときも、同様とする ・終結した旨を通知するものとする 			

改正後・個人情報の保護に関する法律(第4章(16～59条)・第6章(130～170条)は原則省略)				中央区個人情報の保護に関する条例			
条	項	号	条文	条	項	号	条文
106	2		<ul style="list-style-type: none"> ●第四十四条 ・行政不服審査会等 ・第八十一条第一項又は第二項の機関 ・受けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。）にあつては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあつては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき） ・受けたとき 				
106	2		<ul style="list-style-type: none"> ●第五十条第一項第四号 ・審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等 ・第八十一条第一項又は第二項の機関 				
106	2		<ul style="list-style-type: none"> ●第八十一条第三項において準用する第七十四条 ・第四十三条第一項の規定により審査会に諮問をした審査庁 ・審査庁 				
107	1		（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等） 第百七条 第八十六条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。	26-3			（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続） 第二十六条の三 第二十三条第二項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。
107	1	1	一 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決	26-3		1	一 開示等の決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
107	1	2	二 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）	26-3		2	二 審査請求に係る開示等の決定を変更し、当該開示等の決定に係る請求に応ずる旨の裁決（第三者である参加人が反対意見を表示している場合に限る。）
107	2		2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求については、政令（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人にあつては、条例）で定めるところにより、行政不服審査法第四条の規定の特例を設けることができる。				
108			第五款 条例との関係 第百八条 この節の規定は、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続並びに審査請求の手続に関する事項について、この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。				
109	1		第五節 行政機関等匿名加工情報の提供等 （行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等） 第百九条 行政機関の長等は、この節の規定に従い、行政機関等匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この節において同じ。）を作成することができる。				
109	2		2 行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、行政機関等匿名加工情報を提供してはならない。				
109	2	1	一 法令に基づく場合（この節の規定に従う場合を含む。）				

改正後・個人情報の保護に関する法律(第4章(16～59条)・第6章(130～170条)は原則省略)			中央区個人情報の保護に関する条例				
条	項	号	条文	条	項	号	条文
109	2	2	二 保有個人情報を利用目的のために第三者に提供することができる場合において、当該保有個人情報を加工して作成した行政機関等匿名加工情報を当該第三者に提供するとき。				
109	3		3 第六十九条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために削除情報（保有個人情報に該当するものに限る。）を自ら利用し、又は提供してはならない。				
109	4		4 前項の「削除情報」とは、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号をいう。				
110			(提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載) 第百十条 行政機関の長等は、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルが第六十条第三項各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第七十五条第一項の規定の適用については、同項中「第十号」とあるのは、「第十号並びに第百十条各号」とする。				
110		1	一 第百十二条第一項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨				
110		2	二 第百十二条第一項の提案を受ける組織の名称及び所在地				
111			(提案の募集) 第百十一条 行政機関の長等は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイル（個人情報ファイル簿に前条第一号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下この節において同じ。）について、次条第一項の提案を募集するものとする。				
112	1		(行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案) 第百十二条 前条の規定による募集に応じて個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、行政機関の長等に対し、当該事業に関する提案をすることができる。				
112	2		2 前項の提案は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を行政機関の長等に提出してしなければならない。				
112	2	1	一 提案をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名				
112	2	2	二 提案に係る個人情報ファイルの名称				
112	2	3	三 提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数				
112	2	4	四 前号に掲げるもののほか、提案に係る行政機関等匿名加工情報の作成に用いる第百十六条第一項の規定による加工の方法を特定するに足りる事項				
112	2	5	五 提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法その他当該行政機関等匿名加工情報がその用に供される事業の内容				
112	2	6	六 提案に係る行政機関等匿名加工情報を前号の事業の用に供しようとする期間				

改正後・個人情報の保護に関する法律(第4章(16～59条)・第6章(130～170条)は原則省略)				中央区個人情報の保護に関する条例			
条	項	号	条文	条	項	号	条文
112	2	7	七 提案に係る行政機関等匿名加工情報の漏えいの防止その他当該行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置				
112	2	8	八 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項				
112	3		3 前項の書面には、次に掲げる書面その他個人情報保護委員会規則で定める書類を添付しなければならない。				
112	3	1	一 第一項の提案をする者が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面				
112	3	2	二 前項第五号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面				
113			(欠格事由) 第百十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の提案をすることができない。				
113		1	一 未成年者				
113		2	二 心身の故障により前条第一項の提案に係る行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者として個人情報保護委員会規則で定めるもの				
113		3	三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者				
113		4	四 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者				
113		5	五 第百二十条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して二年を経過しない者				
113		6	六 法人その他の団体であって、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの				
114			(提案の審査等) 第百十四条 行政機関の長等は、第百十二条第一項の提案があったときは、当該提案が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。				
114		1	一 第百十二条第一項の提案をした者が前条各号のいずれにも該当しないこと。				
114		2	二 第百十二条第二項第三号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数が、行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて個人情報保護委員会規則で定める数以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。				
114		3	三 第百十二条第二項第三号及び第四号に掲げる事項により特定される加工の方法が第百十六条第一項の基準に適合するものであること。				
114		4	四 第百十二条第二項第五号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。				
114		5	五 第百十二条第二項第六号の期間が行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて個人情報保護委員会規則で定める期間を超えないものであること。				

改正後・個人情報の保護に関する法律(第4章(16～59条)・第6章(130～170条)は原則省略)			中央区個人情報の保護に関する条例				
条	項	号	条文	条	項	号	条文
114		6	六 第十二条第二項第五号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法並びに同項第七号の措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。				
114		7	七 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するものであること。				
114	2		2 行政機関の長等は、前項の規定により審査した結果、第十二条第一項の提案が前項各号に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。				
114	2	1	一 次条の規定により行政機関の長等との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨				
114	2	2	二 前号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項				
114	3		3 行政機関の長等は、第一項の規定により審査した結果、第十二条第一項の提案が第一項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないと認めるときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、理由を付して、その旨を通知するものとする。				
115			(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結) 第十五条 前条第二項の規定による通知を受けた者は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、行政機関の長等との間で、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる。				
116	1		(行政機関等匿名加工情報の作成等) 第十六条 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該保有個人情報を加工しなければならない。				
116	2		2 前項の規定は、行政機関等から行政機関等匿名加工情報の作成の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。				
117			(行政機関等匿名加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載) 第十七条 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を作成したときは、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第十條の規定により読み替えて適用する第七十五条第一項の規定の適用については、同項中「並びに第十條各号」とあるのは、「、第十條各号並びに第十七條各号」とする。				
117		1	一 行政機関等匿名加工情報の概要として個人情報保護委員会規則で定める事項				
117		2	二 次条第一項の提案を受ける組織の名称及び所在地				
117		3	三 次条第一項の提案をすることができる期間				

改正後・個人情報の保護に関する法律(第4章(16～59条)・第6章(130～170条)は原則省略)			中央区個人情報の保護に関する条例				
条	項	号	条文	条	項	号	条文
118	1		(作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等) 第百十八条 前条の規定により個人情報ファイル簿に同条第一号に掲げる事項が記載された行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、行政機関の長等に対し、当該事業に関する提案をすることができる。当該行政機関等匿名加工情報について第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。				
118	2		2 第百十二条第二項及び第三項並びに第百十三条から第百十五条までの規定は、前項の提案について準用する。この場合において、第百十二条第二項中「次に」とあるのは「第一号及び第四号から第八号までに」と、同項第四号中「前号に掲げるもののほか、提案」とあるのは「提案」と、「の作成に用いる第百十六条第一項の規定による加工の方法を特定する」とあるのは「を特定する」と、同項第八号中「前各号」とあるのは「第一号及び第四号から前号まで」と、第百十四条第一項中「次に」とあるのは「第一号及び第四号から第七号までに」と、同項第七号中「前各号」とあるのは「第一号及び前三号」と、同条第二項中「前項各号」とあるのは「前項第一号及び第四号から第七号まで」と、同条第三項中「第一項各号」とあるのは「第一項第一号及び第四号から第七号まで」と読み替えるものとする。				
119	1		(手数料) 第百十九条 第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を行政機関の長と締結する者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。				
119	2		2 前条第二項において準用する第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を行政機関の長と締結する者は、政令で定めるところにより、前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額の手数料を納めなければならない。				
119	3		3 第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。				
119	4		4 前条第二項において準用する第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。				
119	5		5 第百十五条の規定(前条第二項において準用する場合を含む。第八項及び次条において同じ。)により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を独立行政法人等と締結する者は、独立行政法人等の定めるところにより、利用料を納めなければならない。				
119	6		6 前項の利用料の額は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、独立行政法人等が定める。				
119	7		7 独立行政法人等は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。				

改正後・個人情報の保護に関する法律(第4章(16～59条)・第6章(130～170条)は原則省略)			中央区個人情報の保護に関する条例				
条	項	号	条文	条	項	号	条文
119	8		8 第十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方独立行政法人と締結する者は、地方独立行政法人の定めるところにより、手数料を納めなければならない。				
119	9		9 前項の手数料の額は、実費を勘案し、かつ、第三項又は第四項の条例で定める手数料の額を参酌して、地方独立行政法人が定める。				
119	10		10 地方独立行政法人は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。				
120			(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の解除) 第二十条 行政機関の長等は、第十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。				
120		1	一 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。				
120		2	二 第十三条各号(第十八条第二項において準用する場合を含む。)のいずれかに該当することとなったとき。				
120		3	三 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。				
121	1		(識別行為の禁止等) 第二十一条 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。				
121	2		2 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報、第九条第四項に規定する削除情報及び第十六条第一項の規定により行った加工の方法に関する情報(以下この条及び次条において「行政機関等匿名加工情報等」という。)の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、行政機関等匿名加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。				
121	3		3 前二項の規定は、行政機関等から行政機関等匿名加工情報等の取扱いの委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。				
122			(従事者の義務) 第二十二条 行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第三項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た行政機関等匿名加工情報等の内容のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。				

改正後・個人情報の保護に関する法律(第4章(16～59条)・第6章(130～170条)は原則省略)				中央区個人情報の保護に関する条例			
条	項	号	条文	条	項	号	条文
123	1		(匿名加工情報の取扱いに係る義務) 第二十三条 行政機関等は、匿名加工情報(行政機関等匿名加工情報を除く。以下この条において同じ。)を第三者に提供するときは、法令に基づく場合を除き、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。				
123	2		2 行政機関等は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第四十三条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。				
123	3		3 行政機関等は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。				
123	4		4 前二項の規定は、行政機関等から匿名加工情報の取扱いの委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。				
124	1		(適用除外等) 第二十四条 第四節の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報(当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。)については、適用しない。				
124	2		2 保有個人情報(行政機関情報公開法第五条、独立行政法人等情報公開法第五条又は情報公開条例に規定する不開示情報を専ら記録する行政文書等に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第四節(第四款を除く。)の規定の適用については、行政機関等に保有されていないものとみなす。				
125	1		(適用の特例) 第二十五条 第五十八条第二項各号に掲げる者が行う当該各号に定める業務における個人情報、仮名加工情報又は個人関連情報の取扱いについては、この章(第一節、第六十六条第二項(第四号及び第五号(同項第四号に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)において準用する同条第一項、第七十五条、前二節、前条第二項及び第二十七条を除く。)の規定、第七十六条及び第八十条の規定(これらの規定のうち第六十六条第二項第四号及び第五号(同項第四号に係る部分に限る。))に定める業務に係る部分を除く。)並びに第八十一条の規定は、適用しない。				

改正後・個人情報の保護に関する法律(第4章(16～59条)・第6章(130～170条)は原則省略)			中央区個人情報の保護に関する条例		
条	項	号	条文		
125	2		2 第五十八条第一項各号に掲げる者による個人情報又は匿名加工情報の取扱いについては、同項第一号に掲げる者を独立行政法人等と、同項第二号に掲げる者を地方独立行政法人と、それぞれみなして、第一節、第七十五条、前二節、前条第二項、第二百二十七条及び次章から第八章まで（第七十六条、第八十条及び第八十一条を除く。）の規定を適用する。		
125	3		3 第五十八条第一項各号及び第二項各号に掲げる者（同項各号に定める業務を行う場合に限る。）についての第九十八条の規定の適用については、同条第一項第一号中「第六十一条第二項の規定に違反して保有されているとき、第六十三条の規定に違反して取り扱われているとき、第六十四条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第六十九条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき」とあるのは「第十八条若しくは第十九条の規定に違反して取り扱われているとき、又は第二十条の規定に違反して取得されたものであるとき」と、同項第二号中「第六十九条第一項及び第二項又は第七十一条第一項」とあるのは「第二十七条第一項又は第二十八条」とする。		
126			（権限又は事務の委任） 第二百二十六条 行政機関の長は、政令（内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあっては、当該機関の命令）で定めるところにより、第二節から前節まで（第七十四条及び第四節第四款を除く。）に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。		
127			（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等） 第二百二十七条 行政機関の長等は、開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求又は第十二条第一項若しくは第十八条第一項の提案（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有する保有個人情報の特定又は当該提案に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。		
128			25		（苦情の処理） 第二十五条 実施機関は、個人情報の取扱いに関する苦情について、迅速かつ適切に対応しなければならない。
129			（地方公共団体に置く審議会等への諮問） 第二十九条 地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。		
			審議会・審査会 条例2		
			6	2	（所掌事務） 第二条 審議会は、個人情報保護条例の規定により区長又は実施機関がその意見を聴くこととされた事項のほか、区長の諮問に応じて、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項について調査審議し、答申するとともに、区長又は実施機関に建議することができる。 [収集禁止の例外時の報告] 2 実施機関は、前項第二号の規定に該当することにより収集禁止事項に関する個人情報を収集したときは、その旨を中央区情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に報告しなければならない。

改正後・個人情報の保護に関する法律(第4章(16～59条)・第6章(130～170条)は原則省略)			中央区個人情報の保護に関する条例		
条	項	号	条	項	号
			16	3	[電子計算組織の結合の緊急措置における報告] 3 実施機関は、前項に規定する措置を講じたときは、その旨を審議会に報告しなければならない。
			23	6	[個人情報の存否を明らかにしない開示請求拒否における報告] 6 実施機関は、前条第四項の規定により請求を拒否したときは、その旨を審議会に報告しなければならない。
			26-5		[重点項目評価の諮問] 第二十六条の五 実施機関は、特定個人情報保護評価に関する規則（平成二十六年特定個人情報保護委員会規則第一号）第六条第一項に規定する重点項目評価を実施したときは、審議会に諮問しなければならない。
			26-6		[特定個人情報保護評価に関する報告] 第二十六条の六 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を審議会に報告しなければならない。
			26-6	1	一 特定個人情報保護評価に関する規則第五条第一項に規定する基礎項目評価のみを実施したとき。
			26-6	2	二 特定個人情報保護評価に関する規則第十四条第一項の規定による修正をしたとき。
			26-6	3	三 前二号に掲げるときのほか、実施機関が特定個人情報保護評価に関し審議会への報告が必要であると認めるとき。
			29	5	[不適切な個人情報取扱を行う事業者に対する勧告における対応] 5 区長は、事業者が、正当な理由がないのに、前項の規定による勧告に従わないときは、審議会の意見を聴いて、その事実を公表することができる。
130	1	第六章 個人情報保護委員会 第一節 設置等 (設置) 第三百十条 内閣府設置法第四十九条第三項の規定に基づいて、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。			
130	2	2 委員会は、内閣総理大臣の所轄に属する。			
131		(任務) 第三百十一条 委員会は、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること（個人番号利用事務等実施者（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第十二条に規定する個人番号利用事務等実施者をいう。）に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを含む。）を任務とする。			

改正後・個人情報の保護に関する法律(第4章(16～59条)・第6章(130～170条)は原則省略)			中央区個人情報の保護に関する条例		
条	項	号	条	項	号
132					
132		1			
132		2			
132		3			
132		4			
132		5			
132		6			
132		7			
132		8			
132		9			
165	1		32		
165	2				
166	1				
166	2				
167	1				

改正後・個人情報の保護に関する法律(第4章(16～59条)・第6章(130～170条)は原則省略)			中央区個人情報の保護に関する条例		
条	項	号	条文		
167	2		2 委員会は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。		
167	3		3 前二項の規定は、第一項の規定による届出に係る事項の変更について準用する。		
170			(地方公共団体が処理する事務) 第七十条 この法律に規定する委員会の権限及び第五十条第一項又は第四項の規定により事業所管大臣又は金融庁長官に委任された権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うことができる。		
175			33		(委任) 第三十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。
176			34		第三十四条 実施機関の職員若しくは職員であった者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第二号の派遣労働者であつて、実施機関が所掌する事務事業に従事するもの若しくは従事していたものを含む。)、受託者が受託した業務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理者が行う公の施設の管理に関する業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第六十条第二項第一号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
177					第七十七条 第四十三条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
178					第七十八条 第四十八条第二項又は第三項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処す
179					第七十九条 個人情報取扱事業者(その者が法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。第八十四条第一項において同じ。)である場合にあっては、その役員、代表者又は管理人)若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
180			35		第三十五条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
181			36		第三十六条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

改正後・個人情報の保護に関する法律(第4章(16～59条)・第6章(130～170条)は原則省略)			中央区個人情報の保護に関する条例				
条	項	号	条文	条	項	号	条文
182			第百八十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。				
182	1		一 第百四十六条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。				
182	2		二 第百五十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。				
183			第百八十三条 第百七十六条、第百七十七条及び第百七十九条から第百八十一条までの規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。	37			第三十七条 前三条の規定は、区の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。
184	1		第百八十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。				
184	1	1	一 第百七十八条及び第百七十九条 一億円以下の罰金刑				
184	1	2	二 第百八十二条 同条の罰金刑				
184	2		2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。				
185			第百八十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。	38			第三十八条 偽りその他不正の手段により、第二十三条第一項又は第二十六条の四の規定による保有個人情報の開示を受けた者は、五万円以下の過料に処する。
185	1		一 第三十条第二項（第三十一条第三項において準用する場合を含む。）又は第五十六条の規定に違反した者				
185	2		二 第五十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者				
185	3		三 偽りその他不正の手段により、第八十五条第三項に規定する開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者				

以下、中央区個人情報保護条例に規定があるが、改正個人情報保護法には関連性が強い規定がないもの

				2		4	四 電子計算組織 与えられた一連の処理手順に従って自動的に事務の処理をする電子的機器の組織をいう。
				2		5	五 事業者 法人（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。
				2		6	六 特定個人情報保護評価 番号法第二十七条第一項に規定する特定個人情報保護評価をいう。
				15			（電子計算組織への記録の制限） 第十五条 実施機関は、収集禁止事項に関する保有個人情報を第二条第二号の六イに係る個人情報ファイルに記録してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

改正後・個人情報の保護に関する法律(第4章(16～59条)・第6章(130～170条)は原則省略)				中央区個人情報の保護に関する条例			
条	項	号	条文	条	項	号	条文
				15		1	一 法律、条例等に定めがあるとき。
				15		2	二 審議会の意見を聴いて、個人情報取扱事務の執行に必要かつ欠くことができないと実施機関が認めるとき。
				16	1		(電子計算組織の結合の制限) 第十六条 実施機関は、個人情報ファイルを処理するため、その電子計算組織と区の機関以外のものの電子計算組織とを通信回線その他の方法により結合してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
				16	1	1	一 本人の同意があるとき。
				16	1	2	二 法律、条例等に定めがあるとき。
				16	1	3	三 前二号に掲げるときのほか、公益又は区民福祉の向上のため必要かつ適切な場合で、審議会の意見を聴いて、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと実施機関が認めるとき。
				16	2		2 実施機関は、前項の規定により処理される個人情報に関し、漏えい、滅失、改ざん、き損等による個人の権利利益の侵害を防止するため差し迫った必要があると認めるときは、速やかに当該結合の一時停止その他の適切な措置を講ずるものとする。
				16	3		3 実施機関は、前項に規定する措置を講じたときは、その旨を審議会に報告しなければならない。
				20-3			(情報提供等記録の適用除外) 第二十条の三 情報提供等記録については、前三条の規定は、適用しない。
				26-5			第八節 特定個人情報保護評価 (重点項目評価の諮問) 第二十六条の五 実施機関は、特定個人情報保護評価に関する規則(平成二十六年特定個人情報保護委員会規則第一号)第六条第一項に規定する重点項目評価を実施したときは、審議会に諮問しなければならない。
				26-6			(特定個人情報保護評価に関する報告) 第二十六条の六 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を審議会に報告しなければならない。
				26-6		1	一 特定個人情報保護評価に関する規則第五条第一項に規定する基礎項目評価のみを実施したとき。
				26-6		2	二 特定個人情報保護評価に関する規則第十四条第一項の規定による修正をしたとき。
				26-6		3	三 前二号に掲げるときのほか、実施機関が特定個人情報保護評価に関し審議会への報告が必要であると認めるとき。

今後の進め方について（案）

令和4年

5月13日

令和4年度第1回中央区情報公開・個人情報保護審議会
⇒両制度の見直しについて諮問

5月～10月

小委員会における検討（3～4回程度）

11月

令和4年度第2回中央区情報公開・個人情報保護審議会
⇒両制度の見直しについて答申

12月～令和5年2月

条例・規則改正作業

令和5年

3月

令和5年第1回定例会
⇒条例改正議案提出

4月1日

条例・規則施行